

厚真町地域防災計画【本編】

令和4年度改訂案

新旧対照表

赤字下線：改訂案箇所

厚真町地域防災計画【本編】改訂（案） 新旧対照表

頁	現 行（令和3年3月）		令和4年度改訂案		理 由																																																		
2	1	指定地方行政機関 <table><tr><th>機関名</th><th>事務又は業務</th></tr><tr><td>苫小牧海上保安署</td><td>1 非常無線通信に関すること並びに海上の船舶に対する気象警報の伝達に関すること。 2 沿岸の警戒及び救難に関すること。</td></tr></table>	機関名	事務又は業務	苫小牧海上保安署	1 非常無線通信に関すること並びに海上の船舶に対する気象警報の伝達に関すること。 2 沿岸の警戒及び救難に関すること。	1	指定地方行政機関 <table><tr><th>機関名</th><th>事務又は業務</th></tr><tr><td>苫小牧海上保安署</td><td>1 沿岸の警戒及び救難に関すること。 2 非常無線通信に関すること並びに海上の船舶に対する気象警報の伝達に関すること。</td></tr></table>	機関名	事務又は業務	苫小牧海上保安署	1 沿岸の警戒及び救難に関すること。 2 非常無線通信に関すること並びに海上の船舶に対する気象警報の伝達に関すること。	・事務内容を優先順に入れ替え																																										
機関名	事務又は業務																																																						
苫小牧海上保安署	1 非常無線通信に関すること並びに海上の船舶に対する気象警報の伝達に関すること。 2 沿岸の警戒及び救難に関すること。																																																						
機関名	事務又は業務																																																						
苫小牧海上保安署	1 沿岸の警戒及び救難に関すること。 2 非常無線通信に関すること並びに海上の船舶に対する気象警報の伝達に関すること。																																																						
5	8	指定公共機関 <table><tr><th>機関名</th></tr><tr><td>KDDI株式会社東日本テクニカルセンター</td></tr></table>	機関名	KDDI株式会社東日本テクニカルセンター	8	指定公共機関 <table><tr><th>機関名</th></tr><tr><td>KDDI株式会社</td></tr></table>	機関名	KDDI株式会社	・機関名称の変更																																														
機関名																																																							
KDDI株式会社東日本テクニカルセンター																																																							
機関名																																																							
KDDI株式会社																																																							
12	(1)	防災会議の組織 <table><tr><th>会長(町長)</th><td></td></tr><tr><td>指定地方行政機関の職員</td><td>・北海道開発局室蘭開発建設部苫小牧道路事務所長 ・室蘭地方気象台次長</td></tr><tr><td>陸上自衛隊自衛官</td><td>・陸上自衛隊第7師団第7特科連隊長</td></tr><tr><td>北海道知事の部内の職員</td><td>・胆振総合振興局地域創生部地域政策課主幹 ・胆振総合振興局室蘭建設管理部苫小牧出張所長</td></tr><tr><td>北海道警察の警察官</td><td>・苫小牧警察署長</td></tr><tr><td>町長の部内の職員</td><td>・厚真町副町長</td></tr><tr><td>厚真町教育委員会</td><td>・厚真町建設課長</td></tr><tr><td>胆振東部消防組合</td><td>・胆振東部消防組合消防署厚真支署長 ・胆振東部消防組合厚真消防団長</td></tr><tr><td>指定公共機関</td><td>・東日本電信電話(株)北海道事業部苫小牧支店長 ・北海道電力ネットワーク株式会社苫小牧支店長 ・厚真郵便局長</td></tr><tr><td>指定地方公共機関</td><td>・厚真町土地改良区理事長</td></tr><tr><td>公共的団体</td><td>・とまこまい広域農業協同組合厚真支所長 ・苫小牧広域森林組合厚真支所長 ・鶴川漁業協同組合厚真副組合長 ・厚真町商工会副会長 ・厚真町社会福祉協議会会長 ・あつまバス株式会社代表取締役 ・厚真建設協会会長 ・株式会社ドコモCS北海道苫小牧支店長 ・KDDI株式会社東日本テクニカルセンター副センター長</td></tr><tr><td>自主防災組織を構成する者又は学識経験者</td><td>・豊川自主防災組織</td></tr></table>	会長(町長)		指定地方行政機関の職員	・北海道開発局室蘭開発建設部苫小牧道路事務所長 ・室蘭地方気象台次長	陸上自衛隊自衛官	・陸上自衛隊第7師団第7特科連隊長	北海道知事の部内の職員	・胆振総合振興局地域創生部地域政策課主幹 ・胆振総合振興局室蘭建設管理部苫小牧出張所長	北海道警察の警察官	・苫小牧警察署長	町長の部内の職員	・厚真町副町長	厚真町教育委員会	・厚真町建設課長	胆振東部消防組合	・胆振東部消防組合消防署厚真支署長 ・胆振東部消防組合厚真消防団長	指定公共機関	・東日本電信電話(株)北海道事業部苫小牧支店長 ・北海道電力ネットワーク株式会社苫小牧支店長 ・厚真郵便局長	指定地方公共機関	・厚真町土地改良区理事長	公共的団体	・とまこまい広域農業協同組合厚真支所長 ・苫小牧広域森林組合厚真支所長 ・鶴川漁業協同組合厚真副組合長 ・厚真町商工会副会長 ・厚真町社会福祉協議会会長 ・あつまバス株式会社代表取締役 ・厚真建設協会会長 ・株式会社ドコモCS北海道苫小牧支店長 ・KDDI株式会社東日本テクニカルセンター副センター長	自主防災組織を構成する者又は学識経験者	・豊川自主防災組織	(1)	防災会議の組織 <table><tr><th>会長（町長）</th><td></td></tr><tr><td>指定地方行政機関の職員</td><td>・北海道開発局室蘭開発建設部苫小牧道路事務所長 ・苫小牧海上保安署長 ・室蘭地方気象台次長</td></tr><tr><td>陸上自衛隊自衛官</td><td>・陸上自衛隊第7師団第7特科連隊長</td></tr><tr><td>北海道知事の部内の職員</td><td>・胆振総合振興局地域創生部地域政策課主幹</td></tr><tr><td>北海道警察の警察官</td><td>・胆振総合振興局室蘭建設管理部苫小牧出張所長</td></tr><tr><td>町長の部内の職員</td><td>・苫小牧警察署長</td></tr><tr><td>厚真町教育委員会</td><td>・厚真町副町長 ・厚真町建設課長</td></tr><tr><td>胆振東部消防組合</td><td>・教育長 ・胆振東部消防組合消防署厚真支署長 ・胆振東部消防組合厚真消防団長</td></tr><tr><td>指定公共機関</td><td>・東日本電信電話(株)北海道事業部苫小牧支店長 ・株式会社ドコモCS北海道苫小牧支店長 ・KDDI株式会社 北海道総支社管理部長 ・北海道電力ネットワーク株式会社苫小牧支店長</td></tr><tr><td>指定地方公共機関</td><td>・厚真町土地改良区理事長</td></tr><tr><td>公共的団体</td><td>・厚真町商工会副会長 ・とまこまい広域農業協同組合厚真支所長 ・苫小牧広域森林組合厚真支所長 ・鶴川漁業協同組合厚真副組合長 ・あつまバス株式会社代表取締役</td></tr><tr><td>協力関係機関及び団体</td><td>・厚真建設協会会長 ・厚真町社会福祉協議会会長</td></tr><tr><td>自主防災組織を構成する者又は学識経験者並びに女性の視点からの防災・減災の推進</td><td>・豊川自主防災組織 ・女性の視点からの提唱者</td></tr></table>	会長（町長）		指定地方行政機関の職員	・北海道開発局室蘭開発建設部苫小牧道路事務所長 ・苫小牧海上保安署長 ・室蘭地方気象台次長	陸上自衛隊自衛官	・陸上自衛隊第7師団第7特科連隊長	北海道知事の部内の職員	・胆振総合振興局地域創生部地域政策課主幹	北海道警察の警察官	・胆振総合振興局室蘭建設管理部苫小牧出張所長	町長の部内の職員	・苫小牧警察署長	厚真町教育委員会	・厚真町副町長 ・厚真町建設課長	胆振東部消防組合	・教育長 ・胆振東部消防組合消防署厚真支署長 ・胆振東部消防組合厚真消防団長	指定公共機関	・東日本電信電話(株)北海道事業部苫小牧支店長 ・株式会社ドコモCS北海道苫小牧支店長 ・KDDI株式会社 北海道総支社管理部長 ・北海道電力ネットワーク株式会社苫小牧支店長	指定地方公共機関	・厚真町土地改良区理事長	公共的団体	・厚真町商工会副会長 ・とまこまい広域農業協同組合厚真支所長 ・苫小牧広域森林組合厚真支所長 ・鶴川漁業協同組合厚真副組合長 ・あつまバス株式会社代表取締役	協力関係機関及び団体	・厚真建設協会会長 ・厚真町社会福祉協議会会長	自主防災組織を構成する者又は学識経験者並びに女性の視点からの防災・減災の推進	・豊川自主防災組織 ・女性の視点からの提唱者	・組織名称の変更及び追記等
会長(町長)																																																							
指定地方行政機関の職員	・北海道開発局室蘭開発建設部苫小牧道路事務所長 ・室蘭地方気象台次長																																																						
陸上自衛隊自衛官	・陸上自衛隊第7師団第7特科連隊長																																																						
北海道知事の部内の職員	・胆振総合振興局地域創生部地域政策課主幹 ・胆振総合振興局室蘭建設管理部苫小牧出張所長																																																						
北海道警察の警察官	・苫小牧警察署長																																																						
町長の部内の職員	・厚真町副町長																																																						
厚真町教育委員会	・厚真町建設課長																																																						
胆振東部消防組合	・胆振東部消防組合消防署厚真支署長 ・胆振東部消防組合厚真消防団長																																																						
指定公共機関	・東日本電信電話(株)北海道事業部苫小牧支店長 ・北海道電力ネットワーク株式会社苫小牧支店長 ・厚真郵便局長																																																						
指定地方公共機関	・厚真町土地改良区理事長																																																						
公共的団体	・とまこまい広域農業協同組合厚真支所長 ・苫小牧広域森林組合厚真支所長 ・鶴川漁業協同組合厚真副組合長 ・厚真町商工会副会長 ・厚真町社会福祉協議会会長 ・あつまバス株式会社代表取締役 ・厚真建設協会会長 ・株式会社ドコモCS北海道苫小牧支店長 ・KDDI株式会社東日本テクニカルセンター副センター長																																																						
自主防災組織を構成する者又は学識経験者	・豊川自主防災組織																																																						
会長（町長）																																																							
指定地方行政機関の職員	・北海道開発局室蘭開発建設部苫小牧道路事務所長 ・苫小牧海上保安署長 ・室蘭地方気象台次長																																																						
陸上自衛隊自衛官	・陸上自衛隊第7師団第7特科連隊長																																																						
北海道知事の部内の職員	・胆振総合振興局地域創生部地域政策課主幹																																																						
北海道警察の警察官	・胆振総合振興局室蘭建設管理部苫小牧出張所長																																																						
町長の部内の職員	・苫小牧警察署長																																																						
厚真町教育委員会	・厚真町副町長 ・厚真町建設課長																																																						
胆振東部消防組合	・教育長 ・胆振東部消防組合消防署厚真支署長 ・胆振東部消防組合厚真消防団長																																																						
指定公共機関	・東日本電信電話(株)北海道事業部苫小牧支店長 ・株式会社ドコモCS北海道苫小牧支店長 ・KDDI株式会社 北海道総支社管理部長 ・北海道電力ネットワーク株式会社苫小牧支店長																																																						
指定地方公共機関	・厚真町土地改良区理事長																																																						
公共的団体	・厚真町商工会副会長 ・とまこまい広域農業協同組合厚真支所長 ・苫小牧広域森林組合厚真支所長 ・鶴川漁業協同組合厚真副組合長 ・あつまバス株式会社代表取締役																																																						
協力関係機関及び団体	・厚真建設協会会長 ・厚真町社会福祉協議会会長																																																						
自主防災組織を構成する者又は学識経験者並びに女性の視点からの防災・減災の推進	・豊川自主防災組織 ・女性の視点からの提唱者																																																						

厚真町地域防災計画【本編】改訂（案） 新旧対照表

頁	現 行（令和3年3月）	令和4年度改訂案	理 由															
26	第1節 水防計画 令和3年度以降に、厚真町水防計画を策定する予定、同計画を策定後、本節については修正予定である。 1. 水防組織 (1) 本町における水防組織は消防団員・地域住民をもって構成する。 (2) 重要水防区域における活動は、消防団長及び自治会長の指揮で行うものとする。 2. 水防信号 水防のための信号は水防法第13条の規定により知事が定める次の水防信号とする。 (1) 第1信号 はん濫注意水位(警戒水位)に達したことを知らせるもの (2) 第2信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの (3) 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの (4) 第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの (5) 地震による堤防の漏水、沈下等の場合及び津波の場合は、上記に準じて取り扱う。 <table><tr><th></th><th>警鐘信号</th><th>サイレン信号</th></tr><tr><td>第1信号</td><td>○休止 ○休止 ○休止</td><td>約5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 ○－休止－○－休止－○－休止－○－休止－○－休止</td></tr><tr><td>第2信号</td><td>○－○－○ ○－○－○</td><td>約5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 ○－休止－○－休止－○－休止－○－休止－○－休止</td></tr><tr><td>第3信号</td><td>○－○－○－○ ○－○－○－○</td><td>約10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 ○－休止－○－休止－○－休止－○－休止－○－休止</td></tr><tr><td>第4信号</td><td>乱 打</td><td>約1分 5秒 1分 ○－休止－○－</td></tr></table> 備考 1 信号は適宜の時間持続すること。 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。 3. 水防活動 災害対策本部の水防活動に対する非常配備については、第3章に準ずるものとし消防団各自治会の動員については本章動員計画に準じて活動を行うものとする。 (1) 水防活動開始の時期は次の時点とする。 ア 災害対策本部長が必要と認めたとき イ 胆振総合振興局から水防警報の伝達を受けたとき (2) 水防作業を必要とする場合は流速・護岸等の状態により最も適切な工法をとり、迅速に効果的な作業を実施する。 (3) その他 水防活動に関する計画は、水防法に基づく厚真町水防計画の定めるところによる。 4. 協力及び応援 水防管理者は、水防のため緊急の必要があるときは、河川管理者（北海道開発局又は北海道知事）に対し、次のような協力を求めることができる。河川管理者（北海道開発局長）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。なお、一級河川鶴川に関する活動を対象とする。 (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（国管理河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像）の提供 (2) 水防管理団体に対して氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫水到達地区の事前提示 (3) 堤防が決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき（氾濫発生情報を発表する場合を除く）、河川管理者による関係者及び一般住民への周知		警鐘信号	サイレン信号	第1信号	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 ○－休止－○－休止－○－休止－○－休止－○－休止	第2信号	○－○－○ ○－○－○	約5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 ○－休止－○－休止－○－休止－○－休止－○－休止	第3信号	○－○－○－○ ○－○－○－○	約10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 ○－休止－○－休止－○－休止－○－休止－○－休止	第4信号	乱 打	約1分 5秒 1分 ○－休止－○－	第1節 水防計画 本町における洪水、内水、津波及び高潮に際し、水災を警戒、防御して被害を軽減して公共の安全を保持するため、別に定める「厚真町水防計画」によるものとする。 ※ 別冊として新規に作成 ・「水防計画作成の手引き（水防管理団体版）」 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室 令和4年8月改定版を参考 ・北海道水防計画に整合	・新規に別冊として作成し、計画を具体化
	警鐘信号	サイレン信号																
第1信号	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 ○－休止－○－休止－○－休止－○－休止－○－休止																
第2信号	○－○－○ ○－○－○	約5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 ○－休止－○－休止－○－休止－○－休止－○－休止																
第3信号	○－○－○－○ ○－○－○－○	約10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 ○－休止－○－休止－○－休止－○－休止－○－休止																
第4信号	乱 打	約1分 5秒 1分 ○－休止－○－																

厚真町地域防災計画【本編】改訂（案） 新旧対照表

頁	現 行（令和3年3月）	令和4年度改訂案	理 由
26	(4) 重要水防箇所の合同点検の実施 (5) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加 (6) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供 (7) 洪水等により甚大な災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合に、水防管理団体と河川管理者間の水防活動に関する災害情報の共有を行うための水防管理団体への職員の派遣（リエゾンの派遣）及び緊急災害対策派遣隊（T E C － F O R C E）の派遣		・新規に別冊として作成し、計画を具体化
30	第5節 避難体制整備計画 1. 避難誘導体制の構築 (3) 避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の安全な場所への移動又は屋内安全確保等を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。	第5節 避難体制整備計画 1. 避難誘導体制の構築 (3) 避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の安全な場所への移動又は屋内安全確保等の警戒レベル5緊急安全確保を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。	・災害対策基本法の改正に伴う避難情報の改訂
32 ～ 33	4. 町における避難計画の策定等 (1) 避難勧告等の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知 町は、適時・適切に避難指示（緊急）、避難勧告及び避難準備・高齢者等避難開始（以下「避難勧告等」という。）を発令するため、あらかじめ避難勧告等の具体的な判断基準（発令基準）を策定するものとする。 また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難勧告等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難勧告等の判断基準（発令基準）について、日頃から住民等への周知に努めるものとする。 そして、躊躇なく避難勧告等が発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努めるものとする。 また、町は道からの避難勧告等の発令基準の策定について支援を受けるなど、町の防災体制確保を行うものとする。 (2) 防災マップ・ハザードマップ等の作成及び住民への周知 町は、住民の円滑な避難を確保するために、浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 (3) 町等の避難計画 町は主に次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。 また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、自治会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。 ア 避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始を発令する基準及び伝達 ～以下略～	4. 町における避難計画の策定等 (1) 避難指示等の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知 町は、適時・適切に避難指示及び高齢者等避難（以下「避難指示等」という。）を発令するため、あらかじめ避難指示等の具体的な判断基準（発令基準）を策定するものとする。 また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難指示等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難指示等の判断基準（発令基準）について、日頃から住民等への周知に努めるものとする。 そして、躊躇なく避難指示等が発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努めるものとする。 また、町は道からの避難指示等の発令基準の策定について支援を受けるなど、町の防災体制確保を行うものとする。 (2) 防災マップ・ハザードマップ等の作成及び住民への周知 町は、住民の円滑な避難を確保するために、浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 (3) 町等の避難計画 町は主に次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。 また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、自治会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。 ア 避難指示、高齢者等避難を発令する基準及び伝達 ～以下略～	・災害対策基本法の改正に伴う避難情報の改訂

厚真町地域防災計画【本編】改訂（案） 新旧対照表

頁	現 行（令和3年3月）	令和4年度改訂案	理 由
34	第6節 要配慮者対策計画 災害発生時には、高齢者、障害者等いわゆる要配慮者が犠牲になる場合が多い。 このため町は、社会福祉施設管理者と一体となって、要配慮者の安全を確保するため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から緊急連絡体制、避難計画等の防災体制の整備を行なうものとする。 1. 安全対策 (1) 要配慮者の実態把握 要配慮者についてあらかじめ、福祉関係部課及び社会福祉施設管理者との連絡を密にし、その実態を把握するものとする。災害時に速やかに安全確認及び避難誘導を行うものとする。また、警察・消防等に情報を開示し、災害時の迅速な対応に利用する。 (2) 緊急連絡体制の整備 自治会等の協力のもとに要配慮者に対する、きめ細かな緊急連絡体制の確立を図る。災害時には、保護者又は家族と確実に連絡がとれるよう緊急連絡先の整備を行う。 (3) 避難体制の確立 要配慮者に対する避難誘導方法については、第5章5節「避難計画」によるが特に要配慮者を優先し誘導する。 (4) 要配慮者支援体制の確立 安心して生活できる地域社会を構築するために、要配慮者が平常時から、その地域住民との良好な関係を確立することが不可欠であり、互いに協力しあえる関係づくりを目ざし、近隣住民を中心とした連携体制を確立する。 ア 要配慮者対策マニュアルの作成に努める。 イ 「個別の避難支援計画」を作成するなど避難支援に努めるとともに、要配慮者が災害時速やかに避難することができる支援体制の構築に努める。 (5) 要配慮者対策の普及・啓発 災害時においては、要配慮者が自らの身を守ることが必要であるが、要配慮者が一人で災害に対応することは、多くの困難を伴うため、要配慮者をはじめ、家族、地域住民に対する防災知識の普及活動について広報紙等を通じて行うほか、防災ハンドブックを作成し配布することにより、日頃から防災に対する高齢者等の意識の啓発を図る。 (6) 防災教育・訓練の充実等 要配慮者が自らの対応能力を高めるために、要配慮者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。	第6節 要配慮者対策計画 災害発生時には、高齢者、障がい者等の要配慮者のうち、自ら避難することが困難な避難行動要支援者が犠牲になる場合が多い。 このため町は、消防、警察、民生員、社会福祉協議会、自治会、自主防災組織等の避難支援等の実施に関わる関係者である避難支援等関係者の協力を得ながら一体となって、要配慮者の安全を確保するため、平常時から緊急連絡体制、避難計画等の防災体制の整備を行なうものとする。 1. 安全対策 (1) 避難行動要支援者の実態把握 避難行動要支援者についてあらかじめ、福祉関係部課及び社会福祉施設管理者との連絡を密にし、その実態を把握するものとする。災害時に速やかに安全確認及び避難誘導を行うものとする。また、警察・消防等に情報を開示し、災害時の迅速な対応に利用する。 (2) 緊急連絡体制の整備 自治会等の協力のもとに要配慮者に対する、きめ細かな緊急連絡体制の確立を図る。災害時には、保護者又は家族と確実に連絡がとれるよう緊急連絡先の整備を行う。 (3) 避難体制の確立 要配慮者に対する避難誘導方法については、第5章5節「避難計画」によるが特に避難行動要支援者を優先し誘導する。 (4) 避難行動要支援者支援体制の確立 安心して生活できる地域社会を構築するために、避難行動要支援者が平常時から、その地域住民との良好な関係を確立することが不可欠であり、互いに協力しあえる関係づくりを目ざし、近隣住民を中心とした連携体制を確立する。 ア 避難行動要支援者の避難支援計画の作成により、災害発生時の実効性ある避難支援体制の構築に努める。 イ 「個別避難計画」を作成して、避難支援に努めるとともに、避難行動要支援者が災害時速やかに避難することができる支援体制の構築に努める。 (5) 避難行動要支援者対策の普及・啓発 災害時においては、避難行動要支援者が自らの身を守ることが必要であるが、避難行動要支援者が一人で災害に対応することは、多くの困難を伴うため、避難行動要支援者をはじめ、家族、地域住民に対する防災知識の普及活動について広報紙等を通じて行うほか、防災ハンドブックを作成し配布することにより、日頃から防災に対する高齢者等の意識の啓発を図る。 (6) 防災教育・訓練の充実等 避難行動要支援者が自らの対応能力を高めるために、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。	・災害対策基本法の改正に伴う避難情報の改訂及び個別避難計画作成の努力義務化
35 ～ 36	3. 援助活動 (1) 要配慮者の発見 災害発生後、直ちにあらかじめ把握している要配慮者について、居宅に取り残された要配慮者の早期発見に努める。 (2) 避難所等への移送 災害発生後、要配慮者を発見した場合は、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置をとる。 ア 避難所への移動 イ 病院への移送 ウ 施設等への緊急入所	3. 援助活動 (1) 避難行動要支援者の避難 突発的な災害発生後、又は災害が発生するおそれがある場合は、直ちにあらかじめ把握している避難行動要支援者について、避難支援等関係者による安否の確認及び避難所等への避難を行うものとする。 (2) 避難所等への移送 災害発生後、避難行動要支援者を速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置をとる。 ア 福祉避難所への移送 イ 病院への移送 ウ 施設等への緊急入所	・災害対策基本法の改正に伴う避難情報の改訂及び個別避難計画作成の努力義務化

厚真町地域防災計画【本編】改訂（案） 新旧対照表

頁	現 行（令和3年3月）	令和4年度改訂案	理 由
35 ～ 36	(3) 応急仮設住宅への優先的入居 応急仮設住宅への入居にあたり、要配慮者の優先的入居に努めるものとする。 (4) 在宅者への支援 在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。	(3) 応急仮設住宅への優先的入居 応急仮設住宅への入居にあたり、避難行動要支援者の優先的入居に努めるものとする。 (4) 在宅避難者への支援 在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。	・災害対策基本法の改正に伴う個別避難計画作成の努力義務化
36	第7節 避難行動要支援者名簿 避難について特に支援が必要な者を災害から保護するため、避難行動要支援者名簿を作成し、消防機関や民生委員等の地域の支援者との間で可能な限り情報を共有する。 1. 避難支援等関係者となる者 (1) 消防機関 (2) 警察機関 (3) 民生委員・児童委員 (4) 社会福祉協議会 (5) 自治会・自主防災組織 (6) 事前に協定を締結した避難支援等の実施に携わる団体 (7) その他町長が認める者 2. 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は次の者とする (1) 介護保険における要介護認定3以上 (2) 身体障害者手帳を有する者 (3) 療育手帳を有する者 (4) 精神障害者保健福祉手帳を有する者 (5) 難病患者 (6) 高齢者のうち、本人等から申し出のあった者で、町長が避難支援等の必要を認めた者 (7) 自治会・民生委員など避難支援関係者となる者が支援の必要を認めた者 (8) その他町長が認めた者 施設入所者や長期入院患者については、支援対象者の所在が明確であり、地域の避難支援等関係者の人数に限られていることから、避難行動要支援者名簿の対象は在宅者（一時的に入所、入院している者を含む。）とする。 3. 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法 (1) 名簿作成に必要な個人情報 ・氏名 ・生年月日 ・性別 ・住所又は現居住地 ・電話番号その他の連絡先 ・避難支援等を必要とする事由 ・上記のほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項 (2) 名簿作成に必要な個人情報の入手方法 ・町は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、関係部局で把握している要介護者や障がい者等の情報を集約するよう努めるものとする。 ・難病患者に係る情報等、町で把握できない情報に関しては北海道の関係機関より、必要な情報の取得に努めるものとする。 4. 名簿の更新に関する事項 避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、町は次のとおり避難行動要支援者の把握に努めるものとする。	第7節 避難行動要支援者対策 <u>避難支援が必要な避難行動要支援者を災害から保護するため、別に定める「避難行動要支援者避難支援計画」により避難支援を行うものとする。</u>	別冊「避難行動要支援者支援計画」として作成

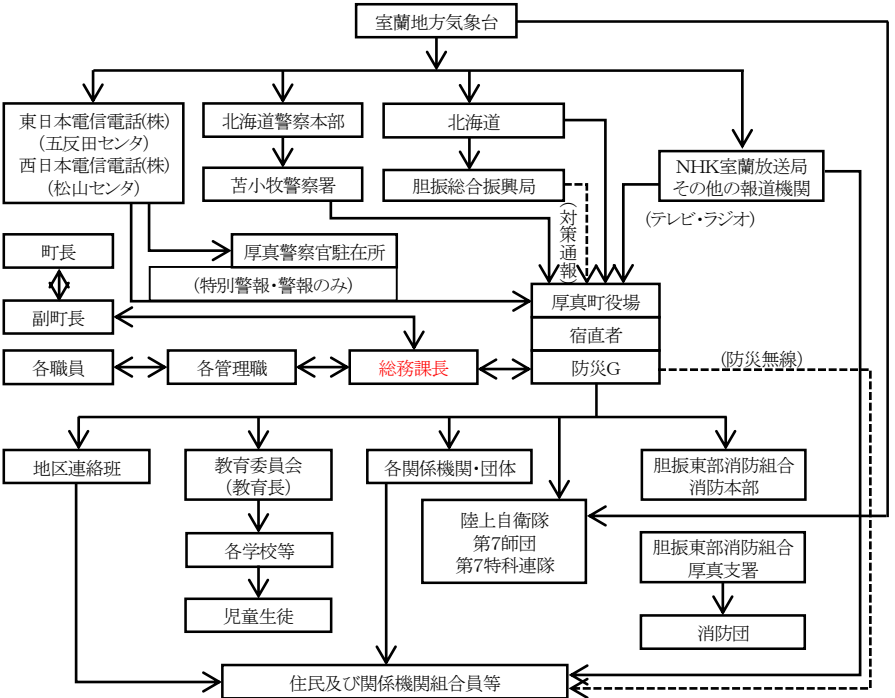
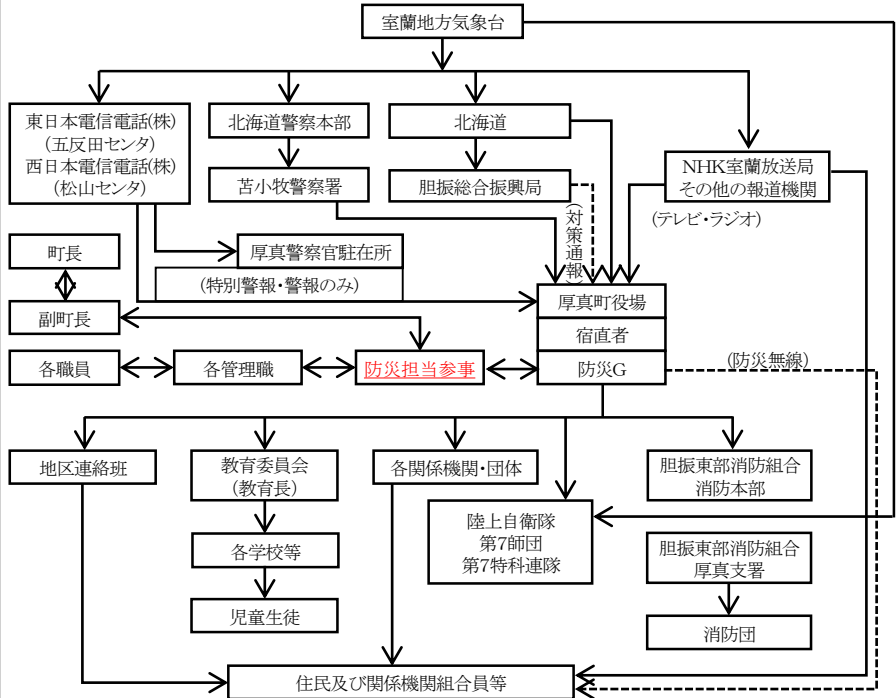
頁	現 行（令和3年3月）	令和4年度改訂案	理 由
36	(1) 新たに町に転入してきた要介護者、障がい者等や新たに要介護認定や障害認定を受けた者のうち避難行動要支援者に該当する者を避難行動要支援者名簿に掲載するとともに、新規に避難行動に掲載された者に対して、平常時から避難支援等関係者に対して名簿情報を提供することについて同意の確認を行う。 (2) 転居や死亡等により、避難行動要支援者の異動が住民登録の変更などにより確認された場合は、避難行動要支援者名簿から削除する。なお、「住所」については、各人の生活の本拠であり、必ずしも住民基本台帳に記載されている住所には限定されない。 (3) 避難行動要支援者が社会福祉施設等へ長期間の入所等をしたことを把握した場合も避難行動要支援者名簿から削除する。 5. 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置 町は名簿情報の提供の際は、次のとおり名簿情報の漏えい防止のための措置を行う。 (1) 避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障害支援区分などの避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。なお、災害時には、本人同意がなくとも名簿情報を地域の避難支援等関係者に限提供できることとする。 (2) 町の一地区の自治会に対して町内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど無用に共有、利用しない。 (3) 避難支援等関係者に対し守秘義務が課せられていることを十分説明する。 (4) 避難支援等関係者に対し施錠可能な場所へ、避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導する。 (5) 避難支援等関係者に対し受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。 (6) 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するよう指導する。 (7) 避難支援等関係者に対しては必要に応じ、名簿情報の取り扱い状況を報告させる。 (8) 避難支援等関係者に対し、個人情報の取り扱いに関する研修を開催する。 (9) 庁舎等に被災等の事態が生じた場合においても、上記名簿の活用に支障が生じないよう、電子媒体と紙媒体の両方で保管する等、適切な管理に努める。 6. 円滑な避難のための情報伝達に係る配慮 町は、自然災害発生時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう地域防災計画に基づき、避難準備情報、避難勧告、避難指示など、災害時において適時適切に発令する。 避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう発令及び伝達に当たっては次のような配慮を行う。 (1) 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるようにする。 (2) 同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法は異なることに留意する。 (3) それぞれの避難行動要支援者に合った、必要な情報を流す。 (4) 防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、携帯電話を活用した緊急速報メールの活用など、多様な情報手段を確保する。 7. 避難支援等関係者の安全確保の措置 避難支援については避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを大前提とし、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲内で行うこととする。 町は、避難行動要支援者に対し避難支援等関係者は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらうよう周知を図るものとする。		別冊「避難行動要支援者支援計画」として作成

厚真町地域防災計画【本編】改訂（案） 新旧対照表

頁	現 行（令和3年3月）	令和4年度改訂案	理 由
37 ～ 38	第9節 自主防災組織の育成等に関する計画 1. 地域住民による自主防災組織 町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、安否確認、初期消火活動の実施、障がい者、高齢者等災害弱者の避難誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。 また、北海道地域防災マスターの活用等により自主防災組織のリーダー育成に努める。 なお、自主防災組織の普及については、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努めるものとする。 4. 自主防災組織の活動 (2) 非常時及び災害時の活動 ウ 救出救護活動の実施 崖崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者が発生したときは、町等に通報するとともに二次災害に十分注意し救出活動に努めるようにする。又、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とするものがあるときは救護所等へ搬送する。 町長等から避難勧告、指示が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り、火災、崖崩れ、地すべり等に注意しながら迅速かつ円滑に避難場所へ誘導する。 なお、高齢者、幼児、病人その他自力で避難することが困難な者に対しては、地域住民の協力のもとに避難させる。	第9節 自主防災組織の育成等に関する計画 1. 地域住民による自主防災組織 町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、安否確認、初期消火活動の実施、障がい者、高齢者等の避難行動要支援者への避難誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。 また、北海道地域防災マスターの活用等により自主防災組織のリーダー育成に努める。 なお、自主防災組織の普及については、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努めるものとする。 4. 自主防災組織の活動 (2) 非常時及び災害時の活動 ウ 救出救護活動の実施 崖崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者が発生したときは、町等に通報するとともに二次災害に十分注意し救出活動に努めるようにする。又、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とするものがあるときは救護所等へ搬送する。 町長等から避難指示等が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り、火災、崖崩れ、地すべり等に注意しながら迅速かつ円滑に避難場所へ誘導する。 なお、高齢者、幼児、病人その他自力で避難することが困難な避難行動要支援者に対しては、地域住民の協力のもとに避難させる。	・災害対策基本法の改正に伴う避難情報の改訂
39	3. 土砂災害警戒情報の収集及び伝達 (1) 警戒・避難に関する情報の収集 気象庁や北海道が提供する警戒・避難に関する情報(気象・雨量情報、土砂災害警戒情報、防災情報提供システムによる情報等)をテレビ、ラジオ、電話、FAX、インターネット等により収集するとともに、住民、警察、消防団等から前兆現象や災害発生情報を収集する。 (2) 大雨警報(土砂災害)の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）の活用 気象庁では、大雨警報(土砂災害)の危険度分布を、大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを地図上で5段階に色分けして示す情報を公表しており、警戒・避難に関する情報の発出には、これを活用する。また、この情報はインターネットで公開しているため、住民自らの安全な場所への早めの避難のためにも広報していくものとする。	3. 土砂災害警戒情報の収集及び伝達 (1) 警戒・避難に関する情報の収集 気象庁や北海道が提供する警戒・避難に関する情報(気象・雨量情報、土砂災害警戒情報、防災情報提供システムによる情報等)をテレビ、ラジオ、電話、FAX、インターネット等により収集するとともに、住民、警察、消防団等から前兆現象や災害発生情報を収集する。 (2) 大雨警報(土砂災害)の危険度分布（土砂キキクル）の活用 気象庁では、大雨警報(土砂災害)の危険度分布を、大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを地図上で5段階に色分けして示す情報を公表しており、警戒・避難に関する情報の発出には、これを活用する。また、この情報はインターネットで公開しているため、住民自らの安全な場所への早めの避難のためにも広報していくものとする。	・名称の修正

頁	現 行（令和3年3月）				令和4年度改訂案					理 由
40	第10節 土砂災害予防計画 3. 土砂災害警戒情報の収集及び伝達 別表1 危険度の色と避難行動				第10節 土砂災害予防計画 3. 土砂災害警戒情報の収集及び伝達 別表1 危険度の色と避難行動					・災害対策基本法の改正に伴う避難情報の改訂
色が持つ意味		住民等の行動の例	内閣府のガイドラインで発令の目安とされる避難情報	相当する警戒レベル	色が持つ意味	状況	住民等の行動の例	内閣府のガイドラインで発令の目安とされる避難情報	相当する警戒レベル	
濃い紫色	極めて危険 すでに土砂災害警戒情報の基準に到達	過去の重大な土砂災害発生時に匹敵する極めて危険な状況。命に危険が及ぶ土砂災害がすでに発生しているにもかかわらず。この状況になる前に土砂災害警戒区域等の外の少しでも安全な場所への避難を完了しておく必要がある。	避難指示（緊急）	4 相当	黒色 ＜災害切迫＞ 大雨特別警報（土砂災害）の指標に用いる基準に実況で到達	命に危険が及ぶ土砂災害が切迫。土砂災害がすでに発生している可能性が高い状況	（立退き避難がかえって危険な場合） 命の危険 直ちに身の安全を確保！	緊急安全確保※2	5 相当	
うすい紫色	非常に危険 2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想	命に危険が及ぶ土砂災害がいつ発生してもおかしくない非常に危険な状況。速やかに土砂災害警戒区域等の外の少しでも安全な場所への避難を開始する。	避難勧告		紫色 ＜危険＞ 2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想	命に危険が及ぶ土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況	土砂災害警戒区域等の外へ避難する。	避難指示	4 相当	
赤色	警戒（警報級） 2時間先までに警戒基準に到達すると予想	避難の準備が整い次第、土砂災害警戒区域等の外の少しでも安全な場所への避難を開始する。	避難準備・高齢者等避難開始	3 相当	赤色 ＜警戒＞ 2時間先までに警戒基準に到達すると予想	土砂災害への警戒が必要な状況	高齢者等は土砂災害警戒区域等の外へ避難する。 高齢者等以外の方も、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自ら避難の判断をする。	高齢者等避難	3 相当	
黄色	注意（注意報級） 2時間先までに注意報基準に到達すると予想	ハザードマップ等により避難行動を確認する。今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に注意する。特に、危険度分布をこまめに確認する。	－	2 相当	黄色 ＜注意＞ 2時間先までに注意報基準に到達すると予想	土砂災害への注意が必要な状況	ハザードマップ等により避難行動を確認する。今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。	－	2 相当	
					今後の情報等に注意	＝	今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。	＝	＝	
※1 土砂キクルに関わらず、町から避難情報が発令された場合には速やかに避難行動をとること。 ※2 災害が発生・切迫している状況を町が必ず把握することができるとは限らないこと等から、緊急安全確保は必ず発令される情報ではない。また、警戒レベル5相当情報が出たからといって、必ず緊急安全確保が発令されるわけではない。										

頁	現 行（令和3年3月）	令和4年度改訂案	理 由																																												
41 ～ 42	5. 避難勧告等の発令基準 避難勧告等の発令については、大雨時の避難そのものに危険が伴うこと等を顧み、台風等による豪雨や暴風の襲来が予測される場合には早期に発令するなど、総合的に判断する。 別表1 避難勧告等の発令基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th>警戒レベル</th><th>土砂災害に関する情報（警戒レベル相当情報）</th><th>住民がとるべき行動</th><th>住民に行動を促す情報・避難情報等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒レベル5</td><td>・大雨特別警報（土砂災害）※1</td><td>・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。</td><td>災害発生情報※3</td></tr> <tr> <td>警戒レベル4</td><td>・土砂災害警戒情報 ・土砂災害に関するメッシュ情報（非常に危険） ・土砂災害に関するメッシュ情報（極めて危険）※2</td><td>・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが高まっている状況等になっており、緊急に避難する。</td><td>・避難勧告 ・避難指示（緊急）※4</td></tr> <tr> <td>警戒レベル3</td><td>・大雨警報（土砂災害） ・土砂災害に関するメッシュ情報（警戒）</td><td>・高齢者は立退き避難する。 ・その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。</td><td>・避難準備・高齢者等避難開始</td></tr> <tr> <td>警戒レベル2</td><td>・土砂災害に関するメッシュ情報（注意）</td><td>・災害に備え自らの避難行動を確認する。</td><td>・洪水注意報 ・大雨注意報</td></tr> <tr> <td>警戒レベル1</td><td></td><td>・災害への心構えを高める</td><td>・警報級の可能性</td></tr> </tbody> </table> ※1 大雨特別警報は、洪水や土砂災害の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報〔洪水〕や警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕として運用する。ただし、市町村長は警戒レベル5の災害発生情報の発令基準としては用いない ※2 「極めて危険」については、現行では避難指示（緊急）の発令を判断するための情報であるが、今後、技術的な改善を進めた段階で警戒レベルへの位置付けを改めて検討する。 ※3 可能な範囲で発令 ※4 緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令	警戒レベル	土砂災害に関する情報（警戒レベル相当情報）	住民がとるべき行動	住民に行動を促す情報・避難情報等	警戒レベル5	・大雨特別警報（土砂災害）※1	・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	災害発生情報※3	警戒レベル4	・土砂災害警戒情報 ・土砂災害に関するメッシュ情報（非常に危険） ・土砂災害に関するメッシュ情報（極めて危険）※2	・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが高まっている状況等になっており、緊急に避難する。	・避難勧告 ・避難指示（緊急）※4	警戒レベル3	・大雨警報（土砂災害） ・土砂災害に関するメッシュ情報（警戒）	・高齢者は立退き避難する。 ・その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	・避難準備・高齢者等避難開始	警戒レベル2	・土砂災害に関するメッシュ情報（注意）	・災害に備え自らの避難行動を確認する。	・洪水注意報 ・大雨注意報	警戒レベル1		・災害への心構えを高める	・警報級の可能性	5. 避難指示等の発令基準 避難指示等の発令については、大雨時の避難そのものに危険が伴うこと等を顧み、台風等による豪雨や暴風の襲来が予測される場合には早期に発令するなど、総合的に判断する。 別表1 避難指示等の発令基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th>警戒レベル</th><th>土砂災害に関する情報（警戒レベル相当情報）</th><th>発表基準</th><th>住民に行動を促す情報・避難情報等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒レベル5</td><td>大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）「災害切迫（黒）」</td><td>大雨により、重大な災害が起こるおそれ著しく大きいときに発表</td><td>緊急安全確保</td></tr> <tr> <td>警戒レベル4</td><td>・土砂災害警戒情報 ・大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）「危険（紫）」</td><td>大雨警報（土砂災害）等が発表されている状況で、土砂災害発生危険度が更に高まったときに発表（土壌雨量指数等が土砂災害警戒情報の基準に実況又は2時間先の予測までに到達するメッシュが一部でもあるときに発表）</td><td>避難指示</td></tr> <tr> <td>警戒レベル3</td><td>・大雨警報（土砂災害） ・大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）「警戒（赤）」</td><td>大雨により、災害が起こるおそれがあるときに発表（土壌雨量指数が警戒基準に実況又は2時間先の予測までに到達するメッシュが一部でもあるときに発表。土砂災害警戒情報の基準から概ね1時間前に到達する土壌雨量指数の値を警戒基準としている。台風接近時など精度良く予想できる場合は早めに発表する場合がある。）</td><td>高齢者等避難</td></tr> <tr> <td>警戒レベル2</td><td>大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）「注意（黄）」</td><td>大雨により、災害が起こるおそれがあるときに発表（土壌雨量指数が注意報基準に実況又は2時間先の予測までに到達するメッシュが一部でもあるときに発表）</td><td>＝</td></tr> </tbody> </table>	警戒レベル	土砂災害に関する情報（警戒レベル相当情報）	発表基準	住民に行動を促す情報・避難情報等	警戒レベル5	大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）「災害切迫（黒）」	大雨により、重大な災害が起こるおそれ著しく大きいときに発表	緊急安全確保	警戒レベル4	・土砂災害警戒情報 ・大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）「危険（紫）」	大雨警報（土砂災害）等が発表されている状況で、土砂災害発生危険度が更に高まったときに発表（土壌雨量指数等が土砂災害警戒情報の基準に実況又は2時間先の予測までに到達するメッシュが一部でもあるときに発表）	避難指示	警戒レベル3	・大雨警報（土砂災害） ・大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）「警戒（赤）」	大雨により、災害が起こるおそれがあるときに発表（土壌雨量指数が警戒基準に実況又は2時間先の予測までに到達するメッシュが一部でもあるときに発表。土砂災害警戒情報の基準から概ね1時間前に到達する土壌雨量指数の値を警戒基準としている。台風接近時など精度良く予想できる場合は早めに発表する場合がある。）	高齢者等避難	警戒レベル2	大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）「注意（黄）」	大雨により、災害が起こるおそれがあるときに発表（土壌雨量指数が注意報基準に実況又は2時間先の予測までに到達するメッシュが一部でもあるときに発表）	＝	・災害対策基本法の改正に伴う避難情報の改訂及び情報の名称の修正
警戒レベル	土砂災害に関する情報（警戒レベル相当情報）	住民がとるべき行動	住民に行動を促す情報・避難情報等																																												
警戒レベル5	・大雨特別警報（土砂災害）※1	・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	災害発生情報※3																																												
警戒レベル4	・土砂災害警戒情報 ・土砂災害に関するメッシュ情報（非常に危険） ・土砂災害に関するメッシュ情報（極めて危険）※2	・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが高まっている状況等になっており、緊急に避難する。	・避難勧告 ・避難指示（緊急）※4																																												
警戒レベル3	・大雨警報（土砂災害） ・土砂災害に関するメッシュ情報（警戒）	・高齢者は立退き避難する。 ・その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	・避難準備・高齢者等避難開始																																												
警戒レベル2	・土砂災害に関するメッシュ情報（注意）	・災害に備え自らの避難行動を確認する。	・洪水注意報 ・大雨注意報																																												
警戒レベル1		・災害への心構えを高める	・警報級の可能性																																												
警戒レベル	土砂災害に関する情報（警戒レベル相当情報）	発表基準	住民に行動を促す情報・避難情報等																																												
警戒レベル5	大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）「災害切迫（黒）」	大雨により、重大な災害が起こるおそれ著しく大きいときに発表	緊急安全確保																																												
警戒レベル4	・土砂災害警戒情報 ・大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）「危険（紫）」	大雨警報（土砂災害）等が発表されている状況で、土砂災害発生危険度が更に高まったときに発表（土壌雨量指数等が土砂災害警戒情報の基準に実況又は2時間先の予測までに到達するメッシュが一部でもあるときに発表）	避難指示																																												
警戒レベル3	・大雨警報（土砂災害） ・大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）「警戒（赤）」	大雨により、災害が起こるおそれがあるときに発表（土壌雨量指数が警戒基準に実況又は2時間先の予測までに到達するメッシュが一部でもあるときに発表。土砂災害警戒情報の基準から概ね1時間前に到達する土壌雨量指数の値を警戒基準としている。台風接近時など精度良く予想できる場合は早めに発表する場合がある。）	高齢者等避難																																												
警戒レベル2	大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）「注意（黄）」	大雨により、災害が起こるおそれがあるときに発表（土壌雨量指数が注意報基準に実況又は2時間先の予測までに到達するメッシュが一部でもあるときに発表）	＝																																												
47	第5章 災害応急対策計画 第1節 災害通信計画 1. 気象及び災害情報の伝達系統 (2) 注意報及び警報を受理した場合は、直ちに総務課長（災害情報等連絡責任者）に連絡し指示を受け、必要に応じて関係各課長等に連絡するとともに、関係機関、団体、学校および一般住民に対し警報発表に伴う必要な事項の周知徹底を図るものとする。	第5章 災害応急対策計画 第1節 災害通信計画 1. 気象及び災害情報の伝達系統 (2) 注意報及び警報を受理した場合は、直ちに防災担当参事（災害情報等連絡責任者）に連絡し指示を受け、必要に応じて関係各課長等に連絡するとともに、関係機関、団体、学校および一般住民に対し警報発表に伴う必要な事項の周知徹底を図るものとする。	・編制改訂に伴う修正																																												

頁	現 行（令和3年3月）	令和4年度改訂案	理 由																																														
48	2. 気象予警報伝達系統図 	2. 気象予警報伝達系統図 	・ 編制改訂に伴う修正																																														
48	※注意報・警報・特別警報基準(室蘭地方気象台) (1) 注意報(基準値はいずれも予想値) <table><tr><th>種類</th><th colspan="3">発表基準</th></tr><tr><td rowspan="2">洪水</td><td>流域雨量指数基準</td><td colspan="2">厚真川流域=20.4, 軽舞川流域=9.9, 知決辺川流域=6.8, ウクル川流域=7, 頗美宇川流域=8.7, シュルク沢川流域=8.7, 野安部川流域=6.3, 近悦府川流域=4.2, 日高幌内川流域=10.4, 入鹿別川流域=13</td></tr><tr><td>複合基準</td><td colspan="2">厚真川流域=(5, 20.4), 軽舞川流域=(5, 9.9), 知決辺川流域=(5, 6.8), ウクル川流域=(5, 7), 頗美宇川流域=(5, 8.7), 野安部川流域=(5, 5.7), 近悦府川流域=(5, 4.2), 日高幌内川流域=(5, 10.4), 入鹿別川流域=(5, 7.2)</td></tr><tr><td rowspan="2">暴風</td><td rowspan="2">平均風速</td><td>陸上</td><td>12m/s</td></tr><tr><td>海上</td><td>15m/s</td></tr><tr><td rowspan="2">暴風雪</td><td rowspan="2">平均風速</td><td>陸上</td><td>12m/s 雪による視程障害を伴う</td></tr><tr><td>海上</td><td>15m/s 雪による視程障害を伴う</td></tr></table>	種類	発表基準			洪水	流域雨量指数基準	厚真川流域=20.4, 軽舞川流域=9.9, 知決辺川流域=6.8, ウクル川流域=7, 頗美宇川流域=8.7, シュルク沢川流域=8.7, 野安部川流域=6.3, 近悦府川流域=4.2, 日高幌内川流域=10.4, 入鹿別川流域=13		複合基準	厚真川流域=(5, 20.4), 軽舞川流域=(5, 9.9), 知決辺川流域=(5, 6.8), ウクル川流域=(5, 7), 頗美宇川流域=(5, 8.7), 野安部川流域=(5, 5.7), 近悦府川流域=(5, 4.2), 日高幌内川流域=(5, 10.4), 入鹿別川流域=(5, 7.2)		暴風	平均風速	陸上	12m/s	海上	15m/s	暴風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪による視程障害を伴う	海上	15m/s 雪による視程障害を伴う	※注意報・警報・特別警報基準(室蘭地方気象台) (1) 注意報(基準値はいずれも予想値) <table><tr><th>種類</th><th colspan="3">発表基準</th></tr><tr><td rowspan="2">洪水</td><td>流域雨量指数基準</td><td colspan="2">厚真川流域=18.8, 軽舞川流域=9.9, 知決辺川流域=6.8, ウクル川流域=7, 頗美宇川流域=8.7, シュルク沢川流域=8.7, 野安部川流域=6.3, 近悦府川流域=4.2, 日高幌内川流域=10.4, 入鹿別川流域=13</td></tr><tr><td>複合基準</td><td colspan="2">厚真川流域=(5, 18.8), 軽舞川流域=(5, 9.9), 知決辺川流域=(5, 6.8), ウクル川流域=(5, 7), 頗美宇川流域=(5, 8.7), 野安部川流域=(5, 5.7), 近悦府川流域=(5, 4.2), 日高幌内川流域=(5, 10.4), 入鹿別川流域=(5, 7.2)</td></tr><tr><td rowspan="2">強風</td><td rowspan="2">平均風速</td><td>陸上</td><td>12m/s</td></tr><tr><td>海上</td><td>15m/s</td></tr><tr><td rowspan="2">風雪</td><td rowspan="2">平均風速</td><td>陸上</td><td>12m/s 雪による視程障害を伴う</td></tr><tr><td>海上</td><td>15m/s 雪による視程障害を伴う</td></tr></table>	種類	発表基準			洪水	流域雨量指数基準	厚真川流域=18.8, 軽舞川流域=9.9, 知決辺川流域=6.8, ウクル川流域=7, 頗美宇川流域=8.7, シュルク沢川流域=8.7, 野安部川流域=6.3, 近悦府川流域=4.2, 日高幌内川流域=10.4, 入鹿別川流域=13		複合基準	厚真川流域=(5, 18.8), 軽舞川流域=(5, 9.9), 知決辺川流域=(5, 6.8), ウクル川流域=(5, 7), 頗美宇川流域=(5, 8.7), 野安部川流域=(5, 5.7), 近悦府川流域=(5, 4.2), 日高幌内川流域=(5, 10.4), 入鹿別川流域=(5, 7.2)		強風	平均風速	陸上	12m/s	海上	15m/s	風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪による視程障害を伴う	海上	15m/s 雪による視程障害を伴う	・ 誤記修正
種類	発表基準																																																
洪水	流域雨量指数基準	厚真川流域=20.4, 軽舞川流域=9.9, 知決辺川流域=6.8, ウクル川流域=7, 頗美宇川流域=8.7, シュルク沢川流域=8.7, 野安部川流域=6.3, 近悦府川流域=4.2, 日高幌内川流域=10.4, 入鹿別川流域=13																																															
	複合基準	厚真川流域=(5, 20.4), 軽舞川流域=(5, 9.9), 知決辺川流域=(5, 6.8), ウクル川流域=(5, 7), 頗美宇川流域=(5, 8.7), 野安部川流域=(5, 5.7), 近悦府川流域=(5, 4.2), 日高幌内川流域=(5, 10.4), 入鹿別川流域=(5, 7.2)																																															
暴風	平均風速	陸上	12m/s																																														
		海上	15m/s																																														
暴風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪による視程障害を伴う																																														
		海上	15m/s 雪による視程障害を伴う																																														
種類	発表基準																																																
洪水	流域雨量指数基準	厚真川流域=18.8, 軽舞川流域=9.9, 知決辺川流域=6.8, ウクル川流域=7, 頗美宇川流域=8.7, シュルク沢川流域=8.7, 野安部川流域=6.3, 近悦府川流域=4.2, 日高幌内川流域=10.4, 入鹿別川流域=13																																															
	複合基準	厚真川流域=(5, 18.8), 軽舞川流域=(5, 9.9), 知決辺川流域=(5, 6.8), ウクル川流域=(5, 7), 頗美宇川流域=(5, 8.7), 野安部川流域=(5, 5.7), 近悦府川流域=(5, 4.2), 日高幌内川流域=(5, 10.4), 入鹿別川流域=(5, 7.2)																																															
強風	平均風速	陸上	12m/s																																														
		海上	15m/s																																														
風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪による視程障害を伴う																																														
		海上	15m/s 雪による視程障害を伴う																																														

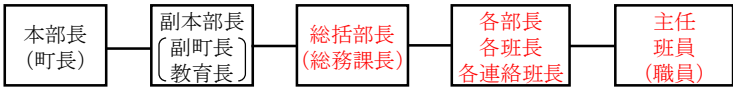
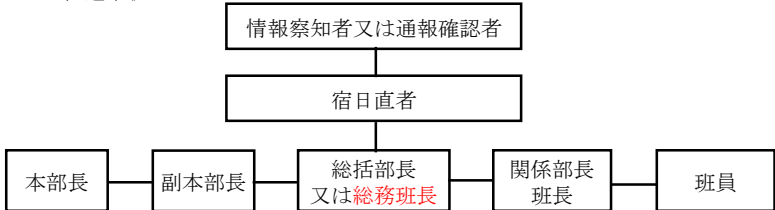
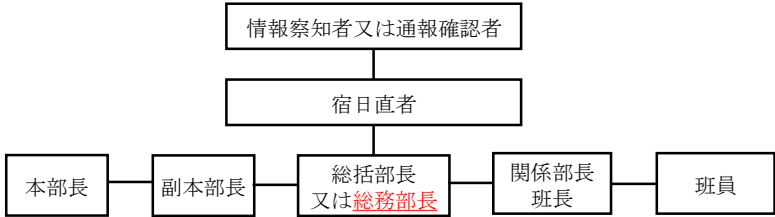
厚真町地域防災計画【本編】改訂（案） 新旧対照表

頁	現 行（令和3年3月）	令和4年度改訂案	理 由																																																																																								
49	(2) 警報基準(基準値はいずれも予想値) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">種類</th><th colspan="2">発表基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">洪水</td><td>流域雨量 指数基準</td><td colspan="2">厚真川流域=26.3, 軽舞川流域=14.1, 知決辺川流域=8.5, ウクル川流域=10, 頗美宇川流域=13.5, シュルク沢川流域=10.9, 野安部川流域=12.5, 近悦府川流域=5.5, 日高幌内川流域=13.1, 入鹿別川流域=16.3</td></tr> <tr> <td>複合基準</td><td colspan="2">厚真川流域=(6, 25.2), 軽舞川流域=(6, 12.6), 知決辺川流域=(6, 7.6), ウクル川流域=(6, 9)</td></tr> <tr> <td>強風</td><td>平均風速</td><td>陸上</td><td>18m/s</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>海上</td><td>25m/s</td></tr> <tr> <td>風雪</td><td>平均風速</td><td>陸上</td><td>18m/s 雪による視程障害を伴う</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>海上</td><td>25m/s 雪による視程障害を伴う</td></tr> <tr> <td rowspan="2">大雪</td><td rowspan="2">降雪の深さ</td><td>平地</td><td>12時間降雪の深さ40cm</td></tr> <tr> <td>山間部</td><td>12時間降雪の深さ50cm</td></tr> <tr> <td>波浪</td><td>有義波高</td><td colspan="2">6.0m ただし西～北西風の場合は5.0m</td></tr> <tr> <td>高潮</td><td>潮位</td><td colspan="2">1.3m</td></tr> </tbody> </table>	種類		発表基準		洪水	流域雨量 指数基準	厚真川流域=26.3, 軽舞川流域=14.1, 知決辺川流域=8.5, ウクル川流域=10, 頗美宇川流域=13.5, シュルク沢川流域=10.9, 野安部川流域=12.5, 近悦府川流域=5.5, 日高幌内川流域=13.1, 入鹿別川流域=16.3		複合基準	厚真川流域=(6, 25.2), 軽舞川流域=(6, 12.6), 知決辺川流域=(6, 7.6), ウクル川流域=(6, 9)		強風	平均風速	陸上	18m/s			海上	25m/s	風雪	平均風速	陸上	18m/s 雪による視程障害を伴う			海上	25m/s 雪による視程障害を伴う	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ40cm	山間部	12時間降雪の深さ50cm	波浪	有義波高	6.0m ただし西～北西風の場合は5.0m		高潮	潮位	1.3m		(2) 警報基準等(基準値はいずれも予想値) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">種類</th><th colspan="2">発表基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">洪水</td><td>流域雨量 指数基準</td><td colspan="2">厚真川流域=24.9, 軽舞川流域=14.1, 知決辺川流域=8.5, ウクル川流域=10, 頗美宇川流域=13.5, シュルク沢川流域=10.9, 野安部川流域=12.5, 近悦府川流域=5.5, 日高幌内川流域=13.1, 入鹿別川流域=16.3</td></tr> <tr> <td>複合基準</td><td colspan="2">厚真川流域=(6, 21.1), 軽舞川流域=(6, 12.6), 知決辺川流域=(6, 7.6), ウクル川流域=(6, 9)</td></tr> <tr> <td></td><td>指定河川 洪水予報 による基 準</td><td colspan="2">鵲川〔鵲川〕</td></tr> <tr> <td>暴風</td><td>平均風速</td><td>陸上</td><td>18m/s</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>海上</td><td>25m/s</td></tr> <tr> <td rowspan="2">暴風雪</td><td rowspan="2">平均風速</td><td>陸上</td><td>18m/s 雪による視程障害を伴う</td></tr> <tr> <td>海上</td><td>25m/s 雪による視程障害を伴う</td></tr> <tr> <td rowspan="2">大雪</td><td rowspan="2">降雪の深さ</td><td>平地</td><td>12時間降雪の深さ40cm</td></tr> <tr> <td>山間部</td><td>12時間降雪の深さ50cm</td></tr> <tr> <td>波浪</td><td>有義波高</td><td colspan="2">6.0m ただし西～北西風の場合は5.0m</td></tr> <tr> <td>高潮</td><td>潮位</td><td colspan="2">1.3m</td></tr> <tr> <td></td><td>記録的短時間大 雨情報</td><td>1時間雨 量</td><td>100mm</td></tr> </tbody> </table>	種類		発表基準		洪水	流域雨量 指数基準	厚真川流域=24.9, 軽舞川流域=14.1, 知決辺川流域=8.5, ウクル川流域=10, 頗美宇川流域=13.5, シュルク沢川流域=10.9, 野安部川流域=12.5, 近悦府川流域=5.5, 日高幌内川流域=13.1, 入鹿別川流域=16.3		複合基準	厚真川流域=(6, 21.1), 軽舞川流域=(6, 12.6), 知決辺川流域=(6, 7.6), ウクル川流域=(6, 9)			指定河川 洪水予報 による基 準	鵲川〔鵲川〕		暴風	平均風速	陸上	18m/s			海上	25m/s	暴風雪	平均風速	陸上	18m/s 雪による視程障害を伴う	海上	25m/s 雪による視程障害を伴う	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ40cm	山間部	12時間降雪の深さ50cm	波浪	有義波高	6.0m ただし西～北西風の場合は5.0m		高潮	潮位	1.3m			記録的短時間大 雨情報	1時間雨 量	100mm	・誤記修正
種類		発表基準																																																																																									
洪水	流域雨量 指数基準	厚真川流域=26.3, 軽舞川流域=14.1, 知決辺川流域=8.5, ウクル川流域=10, 頗美宇川流域=13.5, シュルク沢川流域=10.9, 野安部川流域=12.5, 近悦府川流域=5.5, 日高幌内川流域=13.1, 入鹿別川流域=16.3																																																																																									
	複合基準	厚真川流域=(6, 25.2), 軽舞川流域=(6, 12.6), 知決辺川流域=(6, 7.6), ウクル川流域=(6, 9)																																																																																									
強風	平均風速	陸上	18m/s																																																																																								
		海上	25m/s																																																																																								
風雪	平均風速	陸上	18m/s 雪による視程障害を伴う																																																																																								
		海上	25m/s 雪による視程障害を伴う																																																																																								
大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ40cm																																																																																								
		山間部	12時間降雪の深さ50cm																																																																																								
波浪	有義波高	6.0m ただし西～北西風の場合は5.0m																																																																																									
高潮	潮位	1.3m																																																																																									
種類		発表基準																																																																																									
洪水	流域雨量 指数基準	厚真川流域=24.9, 軽舞川流域=14.1, 知決辺川流域=8.5, ウクル川流域=10, 頗美宇川流域=13.5, シュルク沢川流域=10.9, 野安部川流域=12.5, 近悦府川流域=5.5, 日高幌内川流域=13.1, 入鹿別川流域=16.3																																																																																									
	複合基準	厚真川流域=(6, 21.1), 軽舞川流域=(6, 12.6), 知決辺川流域=(6, 7.6), ウクル川流域=(6, 9)																																																																																									
	指定河川 洪水予報 による基 準	鵲川〔鵲川〕																																																																																									
暴風	平均風速	陸上	18m/s																																																																																								
		海上	25m/s																																																																																								
暴風雪	平均風速	陸上	18m/s 雪による視程障害を伴う																																																																																								
		海上	25m/s 雪による視程障害を伴う																																																																																								
大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ40cm																																																																																								
		山間部	12時間降雪の深さ50cm																																																																																								
波浪	有義波高	6.0m ただし西～北西風の場合は5.0m																																																																																									
高潮	潮位	1.3m																																																																																									
	記録的短時間大 雨情報	1時間雨 量	100mm																																																																																								
50	(3) 特別警報基準 ア 特別警報発表における避難及び救助 ・特別警報(大雪特別警報、暴風雪特別警報を除く)が発表された場合においては、第5章第5節「避難救出計画」の定めにより、当該地域住民に警告し、避難のための立ち退きを指示するとともに関係機関に周知し、避難誘導等の協力を得るものとする。また、避難の際には要配慮者にも十分配慮するものとする。 ・特別警報が発表された場合においては、当該地域住民に警告し、避難指示（緊急）等の発令又は安全を確認するための最善策について指示するものとする。	(3) 特別警報基準 ア 特別警報発表における避難及び救助 ・特別警報(大雪特別警報、暴風雪特別警報を除く)が発表された場合においては、第5章第5節「避難救出計画」の定めにより、当該地域住民に警告し、避難のための立ち退きを指示するとともに関係機関に周知し、避難誘導等の協力を得るものとする。また、避難の際には要配慮者にも十分配慮するものとする。 ・特別警報が発表された場合においては、当該地域住民に警告し、避難指示等の発令又は安全を確認するための最善策について指示するものとする。	・災害対策基本法の改正に伴う避難情報の改訂																																																																																								
50	3. 気象及び災害情報の伝達方法 (2) 夜間、休日等における気象予警報の取扱 夜間、休日等において気象予警報が発表されたときは、宿日直者は総務課参事（防災担当）に連絡し所要の指示を受け、防災担当者等が登庁するまでの間、関係機関等との連絡にあたるものとする。 また、総務課参事（防災担当）及び防災担当者は登庁し、関係防災機関との連絡調整等及び関係管理職員への通報を行うものとする。 この際、北海道防災情報システム及びFAX等の故障により、発表された連絡票を受信できない場合は、電話等により聞き取った内容を様式1により整理しておくものとする。	3. 気象及び災害情報の伝達方法 (2) 夜間、休日等における気象予警報の取扱 夜間、休日等において気象予警報が発表されたときは、宿日直者は総務課防災担当参事に連絡し所要の指示を受け、防災担当者等が登庁するまでの間、関係機関等との連絡にあたるものとする。 また、総務課防災担当参事及び防災担当者は登庁し、関係防災機関との連絡調整等及び関係管理職員への通報を行うものとする。 この際、北海道防災情報システム及びFAX等の故障により、発表された連絡票を受信できない場合は、電話等により聞き取った内容を様式1により整理しておくものとする。	・編制改訂に伴う修正																																																																																								

厚真町地域防災計画【本編】改訂（案） 新旧対照表

頁	現 行（令和3年3月）	令和4年度改訂案	理 由																								
51	4. 災害情報通信計画 災害時における情報、被害状況報告等の収集及び通信連絡を円滑に行うために、必要な事項は次のとおりとする。 (1) 伝達方法 ①災害の発生、被害状況等の連絡は別図「災害情報連絡系統図」により行うものとする。 ②総務課長が関係各管理職に連絡する場合、次の区分に応じて行うものとする。ただし、状況により必要がないと判断したときは、情報の全部又は一部について連絡を省略できるものとする。	4. 災害情報通信計画 災害時における情報、被害状況報告等の収集及び通信連絡を円滑に行うために、必要な事項は次のとおりとする。 (1) 伝達方法 ①災害の発生、被害状況等の連絡は別図「災害情報連絡系統図」により行うものとする。 ②防災担当参事が関係各管理職に連絡する場合、次の区分に応じて行うものとする。ただし、状況により必要がないと判断したときは、情報の全部又は一部について連絡を省略できるものとする。	・編制改訂に伴う修正																								
51	4. 災害情報通信計画 別図1 災害情報連絡系統図	4. 災害情報通信計画 別図1 災害情報連絡系統図	・編制改訂に伴う修正																								
52	<防災会議構成機関の情報連絡責任者> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th><th>電話番号</th><th>連絡責任者(職名)</th><th>代理者(職名)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>未記載</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>苫小牧警察署厚真駐在所</td><td>0145-27-2510</td><td>所長</td><td></td></tr> </tbody> </table>	機関名	電話番号	連絡責任者(職名)	代理者(職名)	未記載				苫小牧警察署厚真駐在所	0145-27-2510	所長		<防災会議構成機関の情報連絡責任者> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th><th>電話番号</th><th>連絡責任者(職名)</th><th>代理者(職名)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>苫小牧海上保安署</td><td>0144-33-0118</td><td>次長</td><td></td></tr> <tr> <td>苫小牧警察署</td><td>0144-35-0110</td><td>警備課長</td><td>警備係長</td></tr> </tbody> </table>	機関名	電話番号	連絡責任者(職名)	代理者(職名)	苫小牧海上保安署	0144-33-0118	次長		苫小牧警察署	0144-35-0110	警備課長	警備係長	・組織の追記及び名称の変更等
機関名	電話番号	連絡責任者(職名)	代理者(職名)																								
未記載																											
苫小牧警察署厚真駐在所	0145-27-2510	所長																									
機関名	電話番号	連絡責任者(職名)	代理者(職名)																								
苫小牧海上保安署	0144-33-0118	次長																									
苫小牧警察署	0144-35-0110	警備課長	警備係長																								

厚真町地域防災計画【本編】改訂（案） 新旧対照表

頁	現 行（令和３年３月）	令和４年度改訂案	理 由
52	(3) 災害情報の収集及び報告 ①情報の収集 本部の総括部は、災害が発生し又は発生するおそれのあるときは、速やかに災害情報を収集し、所要の応急対策を講ずるものとする。被害状況の把握及び応急対策の実施状況等の調査収集は、各部が所管事項について責任をもって行い、集計等は総括部で取りまとめ、常に災害情報等を把握しておく。 又、災害情報等の調査収集に当たって必要なときは、関係地区連絡班員を通じて迅速に調査収集するものとする。	(3) 災害情報の収集及び報告 ①情報の収集 本部の総括部及び情報広報部は、災害が発生し又は発生するおそれのあるときは、速やかに災害情報を収集し、所要の応急対策を講ずるものとする。被害状況の把握及び応急対策の実施状況等の調査収集は、各部が所管事項について責任をもって行い、集計等は総括部で取りまとめ、常に災害情報等を把握しておく。 又、災害情報等の調査収集に当たって必要なときは、関係地区連絡班員を通じて迅速に調査収集するものとする。	・編制改訂に伴う修正
53	５．災害情報等連絡責任者 責任者 総括部情報・広報班長(まちづくり推進課長)	５．災害情報等連絡責任者 責任者 総括部長	・編制改訂に伴う修正
62	第３節 動員計画 １．動員の配備、伝達系統と方法 (1) 本部職員等による伝達方法 ア 平常執務時の伝達系統及び伝達方法 非常配備体制の基準に基づき災害対策連絡本部、非常計画本部、災害対策本部が設置された場合、本部長の指示により総括部長は各部長に対して電話又は口頭により、第１種非常配備体制あるいは第２種非常配備体制、さらに緊急時に備えて本部全職員を待機させる第３種非常配備体制を指令するものとする。 各部長は、所属職員に連絡して指揮監督を行い、災害情報の収集・伝達・調査その他応急措置を実施する体制を整備確立するものとする。  イ 休日又は退庁後の伝達方法 休日又は退庁後において、次の情報を察知した者は宿日直者に連絡し、総括部長又は総務班長の指示を仰ぎ必要に応じて関係部長・班長、班員に通知するものとする。 ①気象情報等が関係機関から通報されたとき。 ②災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。 ③異常現象の通報があったとき。 伝達系統 	第３節 動員計画 １．動員の配備、伝達系統と方法 (1) 本部職員等による伝達方法 ア 平常執務時の伝達系統及び伝達方法 非常配備体制の基準に基づき災害対策連絡本部、非常警戒本部、災害対策本部が設置された場合、本部長の指示により総括部長は各部長に対して電話又は口頭により、第１種非常配備体制あるいは第２種非常配備体制、さらに緊急時に備えて本部全職員を待機させる第３種非常配備体制を指令するものとする。 各部長は、所属職員に連絡して指揮監督を行い、災害情報の収集・伝達・調査その他応急措置を実施する体制を整備確立するものとする。  イ 休日又は退庁後の伝達方法 休日又は退庁後において、次の情報を察知した者は宿日直者に連絡し、総括部長又は総務部長の指示を仰ぎ必要に応じて関係部長・班長、班員に通知するものとする。 ①気象情報等が関係機関から通報されたとき。 ②災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。 ③異常現象の通報があったとき。 伝達系統 	・編制改訂に伴う修正

厚真町地域防災計画【本編】改訂（案） 新旧対照表

頁	現 行（令和3年3月）	令和4年度改訂案	理 由
62 ～ 63	第4節 災害広報計画 災害時における報道機関・関係諸機関及び住民に対する災害情報の提供並びに広報活動は総括部情報・広報班が担当し、本計画の定めるところにより実施する。 ～略～ 2. 災害情報等の発表方法 (1) 発表責任者 災害情報等の発表及び広報は、本部長の承認を得て、総括部長が行なうものとする。 ～略～ (3) 報道機関に対する情報発表の方法 情報・広報班は、プレスセンターを設置し、収集した被害状況、災害情報等について定期的に記者会見を通して情報提供を総括的に行う。提供する情報は、状況に応じて次の発表をするものとする。 ア 災害の種別、名称及び発生日時 イ 災害発生の場所 ウ 被害状況 エ 応急対策の状況 オ 住民に対する避難勧告指示の状況 カ 一般住民及び被災者に対する協力及び注意事項 (4) 対策本部職員に対する周知 総務班は、災害情報の推移を対策本部職員に周知し、各班に対して措置すべき事項及び伝達方法を連絡する。 ～略～	第4節 災害広報計画 災害時における報道機関・関係諸機関及び住民に対する災害情報の提供並びに広報活動は情報広報部情報・広報班が担当し、本計画の定めるところにより実施する。 ～略～ 2. 災害情報等の発表方法 (1) 発表責任者 災害情報等の発表及び広報は、本部長の承認を得て、情報広報部長が行なうものとする。 ～略～ (3) 報道機関に対する情報発表の方法 情報・広報班は、プレスセンターを設置し、収集した被害状況、災害情報等について定期的に記者会見を通して情報提供を総括的に行う。提供する情報は、状況に応じて次の発表をするものとする。 ア 災害の種別、名称及び発生日時 イ 災害発生の場所 ウ 被害状況 エ 応急対策の状況 オ 住民に対する避難指示等の状況 カ 一般住民及び被災者に対する協力及び注意事項 (4) 対策本部職員に対する周知 情報・広報班は、災害情報の推移を対策本部職員に周知し、各班に対して措置すべき事項及び伝達方法を連絡する。 ～略～	・編制改訂に伴う修正 ・災害対策基本法の改正に伴う避難情報の改訂
63 ～ 64	第5節 避難救出計画 災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を保護するため必要と認める地域住民に対し安全地域への避難のための立退きを勧告し、あるいは指示し、又は避難所を開設するための計画は、本計画の定めるところによる。 また、生命又は身体が危険な状態にある者並びに生死不明の状態にある者を救出し、保護する計画は本計画の定めるところによる。 1. 避難計画 (1) 避難実施責任者 避難のため立退き勧告又は指示を行う責任者は、基本法その他の法律により次のように行うものとする。 ア 町長(基本法第60条) (7) 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至ったときは、直ちに必要と認める地域の居住者等に対し、次の勧告又は指示を行う。 a 避難のための立退きの勧告又は指示 b 必要に応じて行う立退先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示 c 近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示	第5節 避難救出計画 災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を保護するため必要と認める地域住民に対し安全地域への避難のための立退きを指示し、又は避難所を開設するための計画は、本計画の定めるところによる。 また、生命又は身体が危険な状態にある者並びに生死不明の状態にある者を救出し、保護する計画は本計画の定めるところによる。 1. 避難計画 (1) 避難実施責任者 避難のため立退き指示を行う責任者は、基本法その他の法律により次のように行うものとする。 ア 町長(基本法第60条) (7) 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至ったときは、直ちに必要と認める地域の居住者等に対し、次の指示を行う。 a 避難のための立退きの指示 b 必要に応じて行う立退先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示 c 近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示	・災害対策基本法の改正に伴う避難情報の改訂

厚真町地域防災計画【本編】改訂（案） 新旧対照表

頁	現 行（令和3年3月）	令和4年度改訂案	理 由
63 ～ 64	(イ) 町長は、避難のための立退きの指示、避難場所の指示、近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示を行うことができない場合は、警察官又は海上保安官にその指示を求める。 (ウ) 町長は、上記の勧告又は指示を行ったときは、その旨を速やかに胆振総合振興局長を通じて知事に報告する（これらの指示等を解除した場合も同様） ～略～ ウ 知事又はその命を受けた道の職員（基本法第60条・第72条、水防法第29条、地すべり等防止法第25条） ～略～ (イ) 知事は、災害発生により町長が避難のための立退きの勧告及び指示に関する措置ができない場合は町長に代わって実施する。 ～略～	(イ) 町長は、避難のための立退きの指示、避難場所の指示、近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示を行うことができない場合は、警察官又は海上保安官にその指示を求める。 (ウ) 町長は、上記の指示を行ったときは、その旨を速やかに胆振総合振興局長を通じて知事に報告する（これらの指示等を解除した場合も同様） ～略～ ウ 知事又はその命を受けた道の職員（基本法第60条・第72条、水防法第29条、地すべり等防止法第25条） ～略～ (イ) 知事は、災害発生により町長が避難のための立退きの指示に関する措置ができない場合は町長に代わって実施する。 ～略～	・災害対策基本法の改正に伴う避難情報の改訂
65	(2) 避難措置における連絡、助言、協力及び援助 ～略～ イ 助言 (ア) 町 町は、避難のための立退きの勧告・指示、又は近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している地方気象台、河川事務所等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができるものとする。 町は、避難勧告等を発令する際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害発生時における連絡体制を整備するよう努める。 (イ) 国や道の関係機関 町から助言を求められた国や道の関係機関は、避難勧告等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。また、道は、時機を失することなく避難勧告等が発令されるよう、町に積極的に助言するものとする。 また、国や道の関係機関は、その所掌する事務に関する助言を行うものとする。 なお、国及び道は、町長による水害時における避難勧告等の発令に資するよう、町長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。 ウ 協力、援助 (ア) 北海道警察 町長が行う避難の措置について、関係機関と協議し、避難者の誘導や事後の警備措置等に必要な協力を行うものとする。 (3) 避難勧告、避難指示（緊急）又は避難準備・高齢者等避難開始の周知・伝達方法 ア 勧告・指示事項 (ア) 避難先 (イ) 避難経路 (ウ) 避難の理由及び内容 (エ) 注意事項	(2) 避難措置における連絡、助言、協力及び援助 ～略～ イ 助言 (ア) 町 町は、避難のための立退きの指示、又は近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している地方気象台、河川事務所等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができるものとする。 町は、避難指示等を発令する際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害発生時における連絡体制を整備するよう努める。 (イ) 国や道の関係機関 町から助言を求められた国や道の関係機関は、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。また、道は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、町に積極的に助言するものとする。 また、国や道の関係機関は、その所掌する事務に関する助言を行うものとする。 なお、国及び道は、町長による水害時における避難指示等の発令に資するよう、町長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。 ウ 協力、援助 (ア) 北海道警察 町長が行う避難の措置について、関係機関と協議し、避難者の誘導や事後の警備措置等に必要な協力を行うものとする。 (3) 避難指示又は高齢者等避難の周知・伝達方法 ア 指示事項 (ア) 避難先 (イ) 避難経路 (ウ) 避難の理由及び内容 (エ) 注意事項	・災害対策基本法の改正に伴う避難情報の改訂

厚真町地域防災計画【本編】改訂（案） 新旧対照表

頁	現 行（令和3年3月）	令和4年度改訂案	理 由																																				
66	イ 伝達方法 ～略～ (ヌ) 伝達員による個別連絡 避難を勧告・指示したときが夜間、停電時、風雨が激しい場合等、全家庭に対する完全通知が困難であると予想されるときは、本部職員等で組を編成し個別に伝達するものとする。 ウ 避難行動要支援者への配慮 特に、避難行動要支援者には、障がいの状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員・自主防災組織等の避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。 <table><tr><th>警戒レベル</th><th>住民がとるべき行動</th><th>住民に行動を促す情報避難情報等</th></tr><tr><td>警戒レベル5</td><td>・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。</td><td>・災害発生情報</td></tr><tr><td>警戒レベル4</td><td>・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等になっており、緊急に避難する。</td><td>・避難勧告 ・避難指示(緊急)</td></tr><tr><td>警戒レベル3</td><td>・高齢者は立退き避難する。 ・その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。</td><td>・避難準備・高齢者等避難開始</td></tr><tr><td>警戒レベル2</td><td>・災害に備え自らの避難行動を確認する。</td><td>・洪水注意報 ・大雨注意報</td></tr><tr><td>警戒レベル1</td><td>・災害への心構えを高める。</td><td>・早期注意情報(警報級の可能性)</td></tr></table>	警戒レベル	住民がとるべき行動	住民に行動を促す情報避難情報等	警戒レベル5	・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	・災害発生情報	警戒レベル4	・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等になっており、緊急に避難する。	・避難勧告 ・避難指示(緊急)	警戒レベル3	・高齢者は立退き避難する。 ・その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	・避難準備・高齢者等避難開始	警戒レベル2	・災害に備え自らの避難行動を確認する。	・洪水注意報 ・大雨注意報	警戒レベル1	・災害への心構えを高める。	・早期注意情報(警報級の可能性)	イ 伝達方法 ～略～ (ヌ) 伝達員による個別連絡 避難を指示したときが夜間、停電時、風雨が激しい場合等、全家庭に対する完全通知が困難であると予想されるときは、本部職員等で組を編成し個別に伝達するものとする。 ウ 避難行動要支援者への配慮 特に、避難行動要支援者には、障がいの状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員・自主防災組織等の避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。 <table><tr><th>警戒レベル</th><th>住民がとるべき行動</th><th>住民に行動を促す避難情報等</th></tr><tr><td>警戒レベル5</td><td>・発令される状況:災害発生又は切迫(必ず発令される情報ではない) ・居住者等がとるべき行動:命の危険 直ちに安全確保！</td><td>緊急安全確保</td></tr><tr><td>警戒レベル4</td><td>・発令される状況:災害のおそれ高い ・居住者等がとるべき行動:危険な場所から全員避難</td><td>避難指示</td></tr><tr><td>警戒レベル3</td><td>・発令される状況:災害のおそれあり ・居住者等がとるべき行動:危険な場所から高齢者等は避難</td><td>高齢者等避難</td></tr><tr><td>警戒レベル2</td><td>・発表される状況:気象状況悪化 ・居住者等がとるべき行動:自らの避難行動を確認</td><td>大雨・洪水・高潮注意報</td></tr><tr><td>警戒レベル1</td><td>・発表される状況:今後気象状況悪化のおそれ ・居住者等がとるべき行動:災害への心構えを高める</td><td>早期注意情報(警報級の可能性)</td></tr></table>	警戒レベル	住民がとるべき行動	住民に行動を促す避難情報等	警戒レベル5	・発令される状況:災害発生又は切迫(必ず発令される情報ではない) ・居住者等がとるべき行動:命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保	警戒レベル4	・発令される状況:災害のおそれ高い ・居住者等がとるべき行動:危険な場所から全員避難	避難指示	警戒レベル3	・発令される状況:災害のおそれあり ・居住者等がとるべき行動:危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難	警戒レベル2	・発表される状況:気象状況悪化 ・居住者等がとるべき行動:自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報	警戒レベル1	・発表される状況:今後気象状況悪化のおそれ ・居住者等がとるべき行動:災害への心構えを高める	早期注意情報(警報級の可能性)	・災害対策基本法の改正に伴う避難情報の改訂
警戒レベル	住民がとるべき行動	住民に行動を促す情報避難情報等																																					
警戒レベル5	・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	・災害発生情報																																					
警戒レベル4	・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等になっており、緊急に避難する。	・避難勧告 ・避難指示(緊急)																																					
警戒レベル3	・高齢者は立退き避難する。 ・その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	・避難準備・高齢者等避難開始																																					
警戒レベル2	・災害に備え自らの避難行動を確認する。	・洪水注意報 ・大雨注意報																																					
警戒レベル1	・災害への心構えを高める。	・早期注意情報(警報級の可能性)																																					
警戒レベル	住民がとるべき行動	住民に行動を促す避難情報等																																					
警戒レベル5	・発令される状況:災害発生又は切迫(必ず発令される情報ではない) ・居住者等がとるべき行動:命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保																																					
警戒レベル4	・発令される状況:災害のおそれ高い ・居住者等がとるべき行動:危険な場所から全員避難	避難指示																																					
警戒レベル3	・発令される状況:災害のおそれあり ・居住者等がとるべき行動:危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難																																					
警戒レベル2	・発表される状況:気象状況悪化 ・居住者等がとるべき行動:自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報																																					
警戒レベル1	・発表される状況:今後気象状況悪化のおそれ ・居住者等がとるべき行動:災害への心構えを高める	早期注意情報(警報級の可能性)																																					
66 ～ 67	2. 指定緊急避難場所の開設 町は、災害が発生し、又は、災害が発生する恐れがあるときは、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。 3. 指定避難所の開設 (7) 道(知事)に対する報告 ア 避難の勧告・指示を町長等が発令したときは、発令者、発令日時、発令の理由、避難の対象地区及び避難先を記録するとともに、胆振総合振興局長に対し直ちにその旨報告する。(町長以外の者が発令したときは、町長経由)	2. 指定緊急避難場所の開設 町は、災害が発生し、又は、災害が発生する恐れがあるときは、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。 3. 指定避難所の開設 (7) 道(知事)に対する報告 ア 避難の指示を町長等が発令したときは、発令者、発令日時、発令の理由、避難の対象地区及び避難先を記録するとともに、胆振総合振興局長に対し直ちにその旨報告する。(町長以外の者が発令したときは、町長経由)	・災害対策基本法の改正に伴う避難情報の改訂																																				
78	第14節 行方不明者の搜索及び収容処理並びに埋葬計画 災害によって行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡したと推定される者の搜索及び死亡者の収容処理、埋葬の実施については、本計画の定めるところによる。 1. 実施責任者 町長(救護対策部救護班)が実施するものとする。災害救助法が適用された場合は、知事が行ない町長はこれを補助する。ただし、救助法第30条第1項の規定により委任された場合は町長が行なうものとする。	第14節 行方不明者の搜索及び収容処理並びに埋葬計画 災害によって行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡したと推定される者の搜索及び死亡者の収容処理、埋葬の実施については、本計画の定めるところによる。 1. 実施責任者 町長(総括部・総務部・情報広報部・救護部)が実施するものとする。災害救助法が適用された場合は、知事が行ない町長はこれを補助する。ただし、救助法第30条第1項の規定により委任された場合は町長が行なうものとする。	・編制改訂に伴う修正																																				

厚真町地域防災計画【本編】改訂（案） 新旧対照表

頁	現 行（令和3年3月）	令和4年度改訂案	理 由
84	第19節 災害警備計画 2. 災害の情報の伝達に関する事項 (1) 警察が行う災害に関する情報の伝達等は、次により行うものとする。 苫小牧警察署 厚真駐在所 連絡責任者 総務課長 役場から関係機関、住民への連絡は第5章第1節「災害情報通信計画」に定めるところによる。	第19節 災害警備計画 2. 災害の情報の伝達に関する事項 (1) 警察が行う災害に関する情報の伝達等は、次により行うものとする。 苫小牧警察署 厚真駐在所 連絡責任者 防災担当参事 役場から関係機関、住民への連絡は第5章第1節「災害情報通信計画」に定めるところによる。	・編制改訂に伴う修正
103	未記載	<u>第28節 災害時等空地利用計画</u> <u>本町において大規模災害等の発生に際し、現存の町有地・施設等の合理的な利用を図り、災害等の処置及び復旧・復興活動の迅速化に資するため、別に定める「厚真町災害時空地等利用計画」によるものとする。</u>	・新規計画作成による追記

厚真町地域防災計画【本編】改訂（案） 新旧対照表

頁	現 行（令和3年3月）	令和4年度改訂案	理 由																																
104	第6章 地震災害対策計画 地震による災害の発生のおそれがある場合、又は災害が発生した場合の応急対策計画は、この計画の定めるところによる。	第6章 地震・津波災害対策計画 地震・津波による災害の発生のおそれがある場合、又は災害が発生した場合の応急対策計画は、この計画の定めるところによる。 第1節 地震・津波の発生状況 <table><tr><th>地域</th><th>発生年月日</th><th>震源</th><th>規模</th><th>被害状況等</th></tr><tr><td rowspan="4">太平洋沿岸</td><td>昭和27年3月4日(1952) 「十勝沖の地震」</td><td>十勝沖 N40° 42′ E144° 09′ H54km</td><td>8.2</td><td>震度6 死者1名、重症1名、軽症8名、全壊35棟、半壊36棟、小壊141棟計212棟 被害総額146,386千円 津波最大波高不明(参考:様似町3.3m)</td></tr><tr><td>平成5年1月15日(1993) 「平成5年(1993年)釧路沖地震」</td><td>釧路沖 N42° 55′ E144° 21′ H101km</td><td>7.5</td><td>震度4 住家一部損壊1棟、非住家半壊1棟、農業関連その他3件、道路5箇所、衛生施設1箇所、商工17件、学校2件 被害総額4,420千円</td></tr><tr><td>平成15年9月26日(2003) 「平成15年(2003年)十勝沖地震」</td><td>十勝沖 N41° 47′ E144° 05′ H45km</td><td>8.0</td><td>震度5強 住家一部損壊13棟、農業関連その他19件、道路34箇所、衛生施設10箇所、商工12件、学校4件、社会教育5件、社会福祉2件、その他30箇所 被害総額4,420千円 津波最大波高不明(参考:えりも町3.2m、苫小牧市1.1m)</td></tr><tr><td>平成23年3月11日(2011) 「平成23年(2011年)東北太平洋沖地震」</td><td>三陸沖 N38° 06′ E142° 52′ H24km</td><td>9.0</td><td>震度4 津波最大波高不明(参考:むかわ町3.1m、苫小牧市3.5m)</td></tr><tr><td>内陸</td><td>平成30年9月6日(2018) 「平成30年北海道胆振東部地震」</td><td>胆振地方中東部 N42° 41′ E142° 00′ H37km</td><td>6.7</td><td>震度7(鹿沼)、震度6強(京町) 死者37名(災害関連死1名を含む。)、軽症61名 建物被害:住家(全壊233、大規模半壊70、半壊262、一部損壊1,082)1,647棟、非住家(全壊675、大規模半壊161、半壊505、一部損壊811)2,152棟 ・道路:高規格道路路面損壊、道道4路線土砂崩れ及び橋梁損壊2路線、町道25路線土砂崩れ等、鉄道JR日高線:軌道変移、橋梁桁ずれ ・電気:全町で停電、水道:富里浄水場の損壊、水道管の破裂による断水1,941戸(厚真地区1,188戸、上厚真地区753戸)、地域情報通信網:土砂崩れによる光通信ケーブル断線、あつまネット・テレビ共聴施設の不通(あつまネット29戸、テレビ共聴62戸) ・農業被害:農地94箇所154.7ha、農業用施設69箇所、農業機械・施設183戸、共同利用施設8箇所、国営勇払東部地区かんがい排水事業:厚真ダム頭首工1箇所、揚水機1箇所、導水路18.2km ・林業:大規模な山腹崩壊による林地、林道の破壊(林道3路線、森林3,230ha) ・被害総額823億円(公共土木施設188億円、農業関係110億円、林業458億円、その他67億円)</td></tr><tr><td>遠地地震</td><td>昭和35年5月23日(1960) 「チリ地震津波」</td><td>南米チリ沖 S38° 24′ W73° 68′ H25km</td><td>9.5</td><td>津波最大波高 厚真3.0m</td></tr></table>	地域	発生年月日	震源	規模	被害状況等	太平洋沿岸	昭和27年3月4日(1952) 「十勝沖の地震」	十勝沖 N40° 42′ E144° 09′ H54km	8.2	震度6 死者1名、重症1名、軽症8名、全壊35棟、半壊36棟、小壊141棟計212棟 被害総額146,386千円 津波最大波高不明(参考:様似町3.3m)	平成5年1月15日(1993) 「平成5年(1993年)釧路沖地震」	釧路沖 N42° 55′ E144° 21′ H101km	7.5	震度4 住家一部損壊1棟、非住家半壊1棟、農業関連その他3件、道路5箇所、衛生施設1箇所、商工17件、学校2件 被害総額4,420千円	平成15年9月26日(2003) 「平成15年(2003年)十勝沖地震」	十勝沖 N41° 47′ E144° 05′ H45km	8.0	震度5強 住家一部損壊13棟、農業関連その他19件、道路34箇所、衛生施設10箇所、商工12件、学校4件、社会教育5件、社会福祉2件、その他30箇所 被害総額4,420千円 津波最大波高不明(参考:えりも町3.2m、苫小牧市1.1m)	平成23年3月11日(2011) 「平成23年(2011年)東北太平洋沖地震」	三陸沖 N38° 06′ E142° 52′ H24km	9.0	震度4 津波最大波高不明(参考:むかわ町3.1m、苫小牧市3.5m)	内陸	平成30年9月6日(2018) 「平成30年北海道胆振東部地震」	胆振地方中東部 N42° 41′ E142° 00′ H37km	6.7	震度7(鹿沼)、震度6強(京町) 死者37名(災害関連死1名を含む。)、軽症61名 建物被害:住家(全壊233、大規模半壊70、半壊262、一部損壊1,082)1,647棟、非住家(全壊675、大規模半壊161、半壊505、一部損壊811)2,152棟 ・道路:高規格道路路面損壊、道道4路線土砂崩れ及び橋梁損壊2路線、町道25路線土砂崩れ等、鉄道JR日高線:軌道変移、橋梁桁ずれ ・電気:全町で停電、水道:富里浄水場の損壊、水道管の破裂による断水1,941戸(厚真地区1,188戸、上厚真地区753戸)、地域情報通信網:土砂崩れによる光通信ケーブル断線、あつまネット・テレビ共聴施設の不通(あつまネット29戸、テレビ共聴62戸) ・農業被害:農地94箇所154.7ha、農業用施設69箇所、農業機械・施設183戸、共同利用施設8箇所、国営勇払東部地区かんがい排水事業:厚真ダム頭首工1箇所、揚水機1箇所、導水路18.2km ・林業:大規模な山腹崩壊による林地、林道の破壊(林道3路線、森林3,230ha) ・被害総額823億円(公共土木施設188億円、農業関係110億円、林業458億円、その他67億円)	遠地地震	昭和35年5月23日(1960) 「チリ地震津波」	南米チリ沖 S38° 24′ W73° 68′ H25km	9.5	津波最大波高 厚真3.0m	・海溝型地震及び津波について追記
地域	発生年月日	震源	規模	被害状況等																															
太平洋沿岸	昭和27年3月4日(1952) 「十勝沖の地震」	十勝沖 N40° 42′ E144° 09′ H54km	8.2	震度6 死者1名、重症1名、軽症8名、全壊35棟、半壊36棟、小壊141棟計212棟 被害総額146,386千円 津波最大波高不明(参考:様似町3.3m)																															
	平成5年1月15日(1993) 「平成5年(1993年)釧路沖地震」	釧路沖 N42° 55′ E144° 21′ H101km	7.5	震度4 住家一部損壊1棟、非住家半壊1棟、農業関連その他3件、道路5箇所、衛生施設1箇所、商工17件、学校2件 被害総額4,420千円																															
	平成15年9月26日(2003) 「平成15年(2003年)十勝沖地震」	十勝沖 N41° 47′ E144° 05′ H45km	8.0	震度5強 住家一部損壊13棟、農業関連その他19件、道路34箇所、衛生施設10箇所、商工12件、学校4件、社会教育5件、社会福祉2件、その他30箇所 被害総額4,420千円 津波最大波高不明(参考:えりも町3.2m、苫小牧市1.1m)																															
	平成23年3月11日(2011) 「平成23年(2011年)東北太平洋沖地震」	三陸沖 N38° 06′ E142° 52′ H24km	9.0	震度4 津波最大波高不明(参考:むかわ町3.1m、苫小牧市3.5m)																															
内陸	平成30年9月6日(2018) 「平成30年北海道胆振東部地震」	胆振地方中東部 N42° 41′ E142° 00′ H37km	6.7	震度7(鹿沼)、震度6強(京町) 死者37名(災害関連死1名を含む。)、軽症61名 建物被害:住家(全壊233、大規模半壊70、半壊262、一部損壊1,082)1,647棟、非住家(全壊675、大規模半壊161、半壊505、一部損壊811)2,152棟 ・道路:高規格道路路面損壊、道道4路線土砂崩れ及び橋梁損壊2路線、町道25路線土砂崩れ等、鉄道JR日高線:軌道変移、橋梁桁ずれ ・電気:全町で停電、水道:富里浄水場の損壊、水道管の破裂による断水1,941戸(厚真地区1,188戸、上厚真地区753戸)、地域情報通信網:土砂崩れによる光通信ケーブル断線、あつまネット・テレビ共聴施設の不通(あつまネット29戸、テレビ共聴62戸) ・農業被害:農地94箇所154.7ha、農業用施設69箇所、農業機械・施設183戸、共同利用施設8箇所、国営勇払東部地区かんがい排水事業:厚真ダム頭首工1箇所、揚水機1箇所、導水路18.2km ・林業:大規模な山腹崩壊による林地、林道の破壊(林道3路線、森林3,230ha) ・被害総額823億円(公共土木施設188億円、農業関係110億円、林業458億円、その他67億円)																															
遠地地震	昭和35年5月23日(1960) 「チリ地震津波」	南米チリ沖 S38° 24′ W73° 68′ H25km	9.5	津波最大波高 厚真3.0m																															

頁	現 行（令和3年3月）	令和4年度改訂案	理 由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
105	第1節 地震想定 北海道では、平成30年に北海道の被害想定のための対象地震（24地震54断層モデル）で被害想定を公表している。このうち、厚真町に影響の大きい6つの地震による被害想定は別表1のとおりである。 別表1 厚真町に関わる地震の被害想定（いずれも冬の夕方） <table><tr><td></td><td></td><td>35.石狩低地東縁断層南部（断層上端深さ3モデル30.5）</td><td>30.石狩低地東縁断層南部（断層上端深さ3、モデル45.2）</td><td>26.石狩低地東縁断層南部（断層上端深さ3、モデル30.2）</td><td>49.三陸沖の地震</td><td>48.十勝沖の地震</td><td>46.野幌丘陵断層帯（モデル45.1）</td></tr><tr><td>(1)地震動</td><td>地表における震度</td><td>6.9</td><td>6.3</td><td>5.8</td><td>5.8</td><td>5.7</td><td>5.6</td></tr><tr><td rowspan="3">(2)急傾斜地崩壊危険度</td><td>崩壊危険度A（箇所）</td><td>箇所 22</td><td>22</td><td>8</td><td>8</td><td>8</td><td>7</td></tr><tr><td>崩壊危険度B（箇所）</td><td>箇所 6</td><td>5</td><td>14</td><td>10</td><td>10</td><td>11</td></tr><tr><td>崩壊危険度C（箇所）</td><td>箇所 0</td><td>1</td><td>6</td><td>10</td><td>10</td><td>10</td></tr><tr><td rowspan="7">(3)建物被害</td><td>揺れによる建物被害</td><td>棟 649</td><td>33</td><td>4</td><td>3</td><td>2</td><td>1未満</td></tr><tr><td>揺れによる半壊数</td><td>棟 835</td><td>151</td><td>39</td><td>25</td><td>20</td><td>13</td></tr><tr><td>液状化による建物被害</td><td>棟 2</td><td>1未満</td><td>1未満</td><td>1未満</td><td>1未満</td><td>1未満</td></tr><tr><td>液状化による半壊数</td><td>棟 3</td><td>1未満</td><td>1未満</td><td>1未満</td><td>1未満</td><td>1未満</td></tr><tr><td>急傾斜地崩壊による建物被害</td><td>棟 2</td><td>2</td><td>1未満</td><td>1未満</td><td>1未満</td><td>1未満</td></tr><tr><td>急傾斜地崩壊による半壊数</td><td>棟 5</td><td>4</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>計</td><td>棟 653</td><td>35</td><td>5</td><td>3</td><td>2</td><td>1</td></tr><tr><td rowspan="3">(4)火災被害</td><td>全出火件数</td><td>件 22</td><td>2</td><td>1未満</td><td>1未満</td><td>1未満</td><td>1未満</td></tr><tr><td>炎上出火件数</td><td>件 12</td><td>1</td><td>1未満</td><td>1未満</td><td>1未満</td><td>1未満</td></tr><tr><td>焼失数</td><td>棟 12</td><td>1</td><td>1未満</td><td>1未満</td><td>1未満</td><td>1未満</td></tr><tr><td rowspan="13">(5)人的被害</td><td>揺れによる人的被害</td><td>人 5</td><td>1未満</td><td>1未満</td><td>1未満</td><td>1未満</td><td>1未満</td></tr><tr><td>揺れによる重傷者数</td><td>人 4</td><td>1未満</td><td>1未満</td><td>1未満</td><td>1未満</td><td>1未満</td></tr><tr><td>揺れによる軽傷者数</td><td>人 56</td><td>8</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td><td>1未満</td></tr><tr><td>急傾斜地崩壊による人的被害</td><td>人 1未満</td><td>1未満</td><td>1未満</td><td>1未満</td><td>1未満</td><td>1未満</td></tr><tr><td>急傾斜地崩壊による重傷者数</td><td>人 1未満</td><td>1未満</td><td>1未満</td><td>1未満</td><td>1未満</td><td>1未満</td></tr><tr><td>急傾斜地崩壊による軽傷者数</td><td>人 1</td><td>1未満</td><td>1未満</td><td>1未満</td><td>1未満</td><td>1未満</td></tr><tr><td>火災被害による人的被害</td><td>人 1未満</td><td>1未満</td><td>1未満</td><td>1未満</td><td>1未満</td><td>1未満</td></tr><tr><td>火災による死者数</td><td>人 1未満</td><td>1未満</td><td>1未満</td><td>1未満</td><td>1未満</td><td>1未満</td></tr><tr><td>火災による重傷者数</td><td>人 1未満</td><td>1未満</td><td>1未満</td><td>1未満</td><td>1未満</td><td>1未満</td></tr><tr><td>火災による軽傷者数</td><td>人 2</td><td>1未満</td><td>1未満</td><td>1未満</td><td>1未満</td><td>1未満</td></tr><tr><td>死者数</td><td>人 6</td><td>1未満</td><td>1未満</td><td>1未満</td><td>1未満</td><td>1未満</td></tr><tr><td>重傷者数</td><td>人 5</td><td>1</td><td>1未満</td><td>1未満</td><td>1未満</td><td>1未満</td></tr><tr><td>軽傷者数</td><td>人 60</td><td>9</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td><td>1未満</td></tr><tr><td rowspan="3">避難者数</td><td>避難所生活者数</td><td>人 1,153</td><td>588</td><td>351</td><td>291</td><td>242</td><td>160</td></tr><tr><td>避難所外避難者数</td><td>人 621</td><td>317</td><td>189</td><td>157</td><td>130</td><td>86</td></tr><tr><td>避難者数計</td><td>人 1,774</td><td>905</td><td>541</td><td>448</td><td>373</td><td>246</td></tr></table>			35.石狩低地東縁断層南部（断層上端深さ3モデル30.5）	30.石狩低地東縁断層南部（断層上端深さ3、モデル45.2）	26.石狩低地東縁断層南部（断層上端深さ3、モデル30.2）	49.三陸沖の地震	48.十勝沖の地震	46.野幌丘陵断層帯（モデル45.1）	(1)地震動	地表における震度	6.9	6.3	5.8	5.8	5.7	5.6	(2)急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A（箇所）	箇所 22	22	8	8	8	7	崩壊危険度B（箇所）	箇所 6	5	14	10	10	11	崩壊危険度C（箇所）	箇所 0	1	6	10	10	10	(3)建物被害	揺れによる建物被害	棟 649	33	4	3	2	1未満	揺れによる半壊数	棟 835	151	39	25	20	13	液状化による建物被害	棟 2	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	液状化による半壊数	棟 3	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	急傾斜地崩壊による建物被害	棟 2	2	1未満	1未満	1未満	1未満	急傾斜地崩壊による半壊数	棟 5	4	1	1	1	1	計	棟 653	35	5	3	2	1	(4)火災被害	全出火件数	件 22	2	1未満	1未満	1未満	1未満	炎上出火件数	件 12	1	1未満	1未満	1未満	1未満	焼失数	棟 12	1	1未満	1未満	1未満	1未満	(5)人的被害	揺れによる人的被害	人 5	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	揺れによる重傷者数	人 4	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	揺れによる軽傷者数	人 56	8	2	1	1	1未満	急傾斜地崩壊による人的被害	人 1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	急傾斜地崩壊による重傷者数	人 1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	急傾斜地崩壊による軽傷者数	人 1	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	火災被害による人的被害	人 1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	火災による死者数	人 1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	火災による重傷者数	人 1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	火災による軽傷者数	人 2	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	死者数	人 6	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	重傷者数	人 5	1	1未満	1未満	1未満	1未満	軽傷者数	人 60	9	2	1	1	1未満	避難者数	避難所生活者数	人 1,153	588	351	291	242	160	避難所外避難者数	人 621	317	189	157	130	86	避難者数計	人 1,774	905	541	448	373	246	第2節 地震想定 本町に影響のある地震は、日本海溝や千島海溝の太平洋プレートから陸側の北米プレートへ沈み込むプレートの境界付近で発生する海溝型地震とプレートの沈み込みの結果圧縮された陸域で発生する内陸型の地震に大別される。 海溝型地震は、プレート境界そのもので発生するプレート間の大地震とプレート内部のやや深い地震から発生する。 内陸型の地震として想定されているのは、主に内陸に分布する活断層や地下に伏在していると推定される断層による地震及び過去に発生した内陸地震などである。 平成30年2月に北海道が公表した平成28年度地震被害想定調結果報告書において、本町に影響・被害が想定する地震は次のとおりである。 <table><tr><th>区分</th><th>想定される地震名</th><th>規模</th><th>最大震度</th><th>参考</th></tr><tr><td rowspan="12">内陸型</td><td>十勝平野断層帯主部</td><td>Mw7.4</td><td>5.2(震度5強)</td><td rowspan="12"><table><tr><th colspan="2">気象庁震度階級表</th></tr><tr><th>震度階級</th><th>計測震度</th></tr><tr><td>0</td><td>0.5未満</td></tr><tr><td>1</td><td>0.5以上1.5未満</td></tr><tr><td>2</td><td>1.5以上2.5未満</td></tr><tr><td>3</td><td>2.5以上3.5未満</td></tr><tr><td>4</td><td>3.5以上4.5未満</td></tr><tr><td>5弱</td><td>4.5以上5.0未満</td></tr><tr><td>5強</td><td>5.0以上5.5未満</td></tr><tr><td>6弱</td><td>5.5以上6.0未満</td></tr><tr><td>6強</td><td>6.0以上6.5未満</td></tr><tr><td>7</td><td>6.5以上</td></tr></table></td></tr><tr><td>富良野断層帯西部</td><td>Mw6.7</td><td>5.0(震度5強)</td></tr><tr><td>増毛山地東縁断層帯</td><td>Mw7.2</td><td>5.4(震度5強)</td></tr><tr><td>沼田一砂川付近の断層帯</td><td>Mw6.8</td><td>5.0(震度5強)</td></tr><tr><td>当別断層帯</td><td>Mw6.5</td><td>4.8(震度5弱)</td></tr><tr><td>石狩低地東縁断層帯主部(北)</td><td>Mw7.0</td><td>5.8(震度6弱)</td></tr><tr><td>石狩低地東縁断層帯主部(南)</td><td>Mw6.7</td><td>6.3(震度6強)</td></tr><tr><td>石狩低地東縁断層帯南部</td><td>Mw7.16</td><td>7.0(震度7)</td></tr><tr><td>黒松内低地断層帯</td><td>Mw6.8</td><td>4.8(震度5弱)</td></tr><tr><td>函館平野西縁断層帯</td><td>Mw6.6</td><td>4.5(震度5弱)</td></tr><tr><td>西札幌背斜に関連する断層</td><td>Mw6.33</td><td>4.6(震度5弱)</td></tr><tr><td>月寒背斜に関連する断層</td><td>Mw6.76</td><td>5.5(震度6弱)</td></tr><tr><td rowspan="5">海溝型</td><td>野幌丘陵断層帯</td><td>Mw6.89</td><td>5.6(震度6弱)</td></tr><tr><td>十勝沖の地震</td><td>Mw8.2</td><td>5.7(震度6弱)</td></tr><tr><td>三陸沖北部の地震</td><td>Mw8.3</td><td>5.8(震度6弱)</td></tr><tr><td>北海道北西沖の地震</td><td>Mw7.8</td><td>5.0(震度5強)</td></tr><tr><td>北海道南西沖の地震</td><td>Mw8.0</td><td>5.4(震度5強)</td></tr><tr><td>北海道留萌沖の地震</td><td>Mw7.8</td><td>5.5(震度6弱)</td></tr></table>	区分	想定される地震名	規模	最大震度	参考	内陸型	十勝平野断層帯主部	Mw7.4	5.2(震度5強)	<table><tr><th colspan="2">気象庁震度階級表</th></tr><tr><th>震度階級</th><th>計測震度</th></tr><tr><td>0</td><td>0.5未満</td></tr><tr><td>1</td><td>0.5以上1.5未満</td></tr><tr><td>2</td><td>1.5以上2.5未満</td></tr><tr><td>3</td><td>2.5以上3.5未満</td></tr><tr><td>4</td><td>3.5以上4.5未満</td></tr><tr><td>5弱</td><td>4.5以上5.0未満</td></tr><tr><td>5強</td><td>5.0以上5.5未満</td></tr><tr><td>6弱</td><td>5.5以上6.0未満</td></tr><tr><td>6強</td><td>6.0以上6.5未満</td></tr><tr><td>7</td><td>6.5以上</td></tr></table>	気象庁震度階級表		震度階級	計測震度	0	0.5未満	1	0.5以上1.5未満	2	1.5以上2.5未満	3	2.5以上3.5未満	4	3.5以上4.5未満	5弱	4.5以上5.0未満	5強	5.0以上5.5未満	6弱	5.5以上6.0未満	6強	6.0以上6.5未満	7	6.5以上	富良野断層帯西部	Mw6.7	5.0(震度5強)	増毛山地東縁断層帯	Mw7.2	5.4(震度5強)	沼田一砂川付近の断層帯	Mw6.8	5.0(震度5強)	当別断層帯	Mw6.5	4.8(震度5弱)	石狩低地東縁断層帯主部(北)	Mw7.0	5.8(震度6弱)	石狩低地東縁断層帯主部(南)	Mw6.7	6.3(震度6強)	石狩低地東縁断層帯南部	Mw7.16	7.0(震度7)	黒松内低地断層帯	Mw6.8	4.8(震度5弱)	函館平野西縁断層帯	Mw6.6	4.5(震度5弱)	西札幌背斜に関連する断層	Mw6.33	4.6(震度5弱)	月寒背斜に関連する断層	Mw6.76	5.5(震度6弱)	海溝型	野幌丘陵断層帯	Mw6.89	5.6(震度6弱)	十勝沖の地震	Mw8.2	5.7(震度6弱)	三陸沖北部の地震	Mw8.3	5.8(震度6弱)	北海道北西沖の地震	Mw7.8	5.0(震度5強)	北海道南西沖の地震	Mw8.0	5.4(震度5強)	北海道留萌沖の地震	Mw7.8	5.5(震度6弱)	・海溝型地震及び津波について追記
		35.石狩低地東縁断層南部（断層上端深さ3モデル30.5）	30.石狩低地東縁断層南部（断層上端深さ3、モデル45.2）	26.石狩低地東縁断層南部（断層上端深さ3、モデル30.2）	49.三陸沖の地震	48.十勝沖の地震	46.野幌丘陵断層帯（モデル45.1）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
(1)地震動	地表における震度	6.9	6.3	5.8	5.8	5.7	5.6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
(2)急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A（箇所）	箇所 22	22	8	8	8	7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	崩壊危険度B（箇所）	箇所 6	5	14	10	10	11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	崩壊危険度C（箇所）	箇所 0	1	6	10	10	10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
(3)建物被害	揺れによる建物被害	棟 649	33	4	3	2	1未満																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	揺れによる半壊数	棟 835	151	39	25	20	13																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	液状化による建物被害	棟 2	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	液状化による半壊数	棟 3	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	急傾斜地崩壊による建物被害	棟 2	2	1未満	1未満	1未満	1未満																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	急傾斜地崩壊による半壊数	棟 5	4	1	1	1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	計	棟 653	35	5	3	2	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
(4)火災被害	全出火件数	件 22	2	1未満	1未満	1未満	1未満																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	炎上出火件数	件 12	1	1未満	1未満	1未満	1未満																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	焼失数	棟 12	1	1未満	1未満	1未満	1未満																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
(5)人的被害	揺れによる人的被害	人 5	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	揺れによる重傷者数	人 4	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	揺れによる軽傷者数	人 56	8	2	1	1	1未満																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	急傾斜地崩壊による人的被害	人 1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	急傾斜地崩壊による重傷者数	人 1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	急傾斜地崩壊による軽傷者数	人 1	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	火災被害による人的被害	人 1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	火災による死者数	人 1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	火災による重傷者数	人 1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	火災による軽傷者数	人 2	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	死者数	人 6	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	重傷者数	人 5	1	1未満	1未満	1未満	1未満																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	軽傷者数	人 60	9	2	1	1	1未満																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
避難者数	避難所生活者数	人 1,153	588	351	291	242	160																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	避難所外避難者数	人 621	317	189	157	130	86																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	避難者数計	人 1,774	905	541	448	373	246																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
区分	想定される地震名	規模	最大震度	参考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
内陸型	十勝平野断層帯主部	Mw7.4	5.2(震度5強)	<table><tr><th colspan="2">気象庁震度階級表</th></tr><tr><th>震度階級</th><th>計測震度</th></tr><tr><td>0</td><td>0.5未満</td></tr><tr><td>1</td><td>0.5以上1.5未満</td></tr><tr><td>2</td><td>1.5以上2.5未満</td></tr><tr><td>3</td><td>2.5以上3.5未満</td></tr><tr><td>4</td><td>3.5以上4.5未満</td></tr><tr><td>5弱</td><td>4.5以上5.0未満</td></tr><tr><td>5強</td><td>5.0以上5.5未満</td></tr><tr><td>6弱</td><td>5.5以上6.0未満</td></tr><tr><td>6強</td><td>6.0以上6.5未満</td></tr><tr><td>7</td><td>6.5以上</td></tr></table>	気象庁震度階級表		震度階級	計測震度	0	0.5未満	1	0.5以上1.5未満	2	1.5以上2.5未満	3	2.5以上3.5未満	4	3.5以上4.5未満	5弱	4.5以上5.0未満	5強	5.0以上5.5未満	6弱	5.5以上6.0未満	6強	6.0以上6.5未満	7	6.5以上																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	気象庁震度階級表																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	震度階級	計測震度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	0	0.5未満																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	1	0.5以上1.5未満																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	2	1.5以上2.5未満																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	3	2.5以上3.5未満																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	4	3.5以上4.5未満																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	5弱	4.5以上5.0未満																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	5強	5.0以上5.5未満																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	6弱	5.5以上6.0未満																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	6強	6.0以上6.5未満																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
7	6.5以上																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
富良野断層帯西部	Mw6.7	5.0(震度5強)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
増毛山地東縁断層帯	Mw7.2	5.4(震度5強)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
沼田一砂川付近の断層帯	Mw6.8	5.0(震度5強)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
当別断層帯	Mw6.5	4.8(震度5弱)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
石狩低地東縁断層帯主部(北)	Mw7.0	5.8(震度6弱)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
石狩低地東縁断層帯主部(南)	Mw6.7	6.3(震度6強)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
石狩低地東縁断層帯南部	Mw7.16	7.0(震度7)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
黒松内低地断層帯	Mw6.8	4.8(震度5弱)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
函館平野西縁断層帯	Mw6.6	4.5(震度5弱)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
西札幌背斜に関連する断層	Mw6.33	4.6(震度5弱)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
月寒背斜に関連する断層	Mw6.76	5.5(震度6弱)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
海溝型	野幌丘陵断層帯	Mw6.89	5.6(震度6弱)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	十勝沖の地震	Mw8.2	5.7(震度6弱)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	三陸沖北部の地震	Mw8.3	5.8(震度6弱)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	北海道北西沖の地震	Mw7.8	5.0(震度5強)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	北海道南西沖の地震	Mw8.0	5.4(震度5強)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
北海道留萌沖の地震	Mw7.8	5.5(震度6弱)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							

頁	理 由
106 別図2 厚真町に影響のある想定地震	令和4年度改訂案 第3節 津波想定 本計画において想定する津波は、令和3年7月に北海道が公表した日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震に伴う北海道太平洋沿岸（羅臼町から福島町の沿岸及び内陸市町村）の津波浸水想定（最大クラスの津波を想定して、その津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深を設定するもの）を津波想定とする。 1 想定地震 「日本海溝モデル三陸・日高沖②（Mw9.1）」（北海道が作成した津波浸水想定区域図に基づき、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震・津波のうち最大級で最も本町に影響のある日本海溝モデルの三陸・日高沖②を設定） 震源域 地盤変動量分布

頁	現 行（令和3年3月）	令和4年度改訂案	理 由																														
107		<u>2 想定される津波</u> <u>(1) 浸水想定面積</u> 2,110ヘクタール <u>(2) 海岸線の津波水位及び影響開始時間等</u> <table><tr><th>最大津波高</th><th colspan="2">影響開始時間</th><th colspan="2">(参 考)</th></tr><tr><td>7.4m～9.2m</td><td>±20cm</td><td>+20cm</td><td>第1波到達時間</td><td>最大津波到達時間</td></tr><tr><td></td><td>17分～21分</td><td>38分～40分</td><td>44分～47分</td><td>44分～170分</td></tr></table> ※ 参考 厚真川河口の津波水位及び影響開始時間等 <table><tr><th>最大津波高</th><th colspan="2">影響開始時間</th><th colspan="2">(参 考)</th></tr><tr><td>7.7m</td><td>±20cm</td><td>+20cm</td><td>第1波到達時間</td><td>最大津波到達時間</td></tr><tr><td></td><td>21分</td><td>39分</td><td>46分</td><td>46分</td></tr></table> <u>(注) 「津波第1波到達時間」や「影響開始時間」は、気象庁が発表する津波情報の中で用いられる「津波の第一波到達予想時刻」とは異なる時刻を指しています。気象庁の津波情報の中の「津波の第一波到達予想時刻」は、波の立ち上がりが始まる時刻を指します。</u>	最大津波高	影響開始時間		(参 考)		7.4m～9.2m	±20cm	+20cm	第1波到達時間	最大津波到達時間		17分～21分	38分～40分	44分～47分	44分～170分	最大津波高	影響開始時間		(参 考)		7.7m	±20cm	+20cm	第1波到達時間	最大津波到達時間		21分	39分	46分	46分	・海溝型地震及び津波について追記
最大津波高	影響開始時間		(参 考)																														
7.4m～9.2m	±20cm	+20cm	第1波到達時間	最大津波到達時間																													
	17分～21分	38分～40分	44分～47分	44分～170分																													
最大津波高	影響開始時間		(参 考)																														
7.7m	±20cm	+20cm	第1波到達時間	最大津波到達時間																													
	21分	39分	46分	46分																													
107 ～ 108	第2節 地震予防計画 地震による災害の発生及び拡大の防止を図るため、第4章「災害予防計画」に準ずるもののほか、以下のとおり推進する。 (1) ～略～ (2) 地震に関する防災知識の普及・啓発 町及び関係機関は、地震災害を予防し、又はその拡大を防止するため、防災関係職員に対して地震防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、一般住民に対して地震に係る防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施を図る。 また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する教育の普及推進を図るものとする。	第4節 地震・津波予防計画 地震・津波による災害の発生及び拡大の防止を図るため、第4章「災害予防計画」に準ずるもののほか、以下のとおり推進する。 1 ～略～ <u>2 津波に強いまちづくり</u> <u>(1) 津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、やむを得ない場合を除き、徒歩による避難を原則とするも、地域の実情・特性を踏まえ努めて短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。</u> <u>(2) 道が公表した津波浸水区域及び津波災害警戒区域の指定により、町は津波ハザードマップを作成して、町民に広く普及・啓発を行うものとする。</u> <u>(3) 町は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような指定緊急避難場所及び避難路等の整備など、都市計画と連携した避難関連施設の計画的整備及び建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図るものとする。</u> <u>(4) 町は、地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努めるものとする。</u> <u>また、日本海溝・千島海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく津波避難対策緊急事業計画の策定及び津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波防災地域づくり推進計画の策定により、ソフト・ハード施策を組み合わせた津波防災地域づくりを目指し、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域の整備、利用及び保全（津波防災地域づくり）を総合的に推進する。</u> <u>(5) 町は、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。</u> 3 地震・津波に関する防災知識の普及・啓発 町及び関係機関は、地震災害を予防し、又はその拡大を防止するため、防災関係職員に対して地震・津波防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、一般住民に対して地震に係る防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施を図る。 また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する教育の普及推進を図るものとする。	・海溝型地震及び津波について追記																														

厚真町地域防災計画【本編】改訂（案） 新旧対照表

頁	現 行（令和3年3月）	令和4年度改訂案	理 由																					
108	第3節 地震応急対策計画 地震災害による被害の拡大を防止するため、町及び関係機関は、それぞれの計画に基づき災害応急対策を実施する。 ～略～	第5節 地震・津波応急対策計画 地震及び津波災害による被害の拡大を防止するため、町及び関係機関は、それぞれの計画に基づき災害応急対策を実施する。 ～略～	・海溝型地震及び津波について追記																					
110	第4節 地震の伝達計画 (1) 地震動警報等 <table><tr><th>警報・予報の種類</th><th>発表名称</th><th>内容等</th></tr><tr><td>地震動警報・ 地震動特別警報</td><td>緊急地震速報(警報) 又は緊急地震速報</td><td>最大震度5弱以上の揺れが推定されたときに、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表する緊急地震速報</td></tr><tr><td>地震動予報</td><td>緊急地震速報(予報)</td><td>推定最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と推定されたときに発表する緊急地震速報</td></tr></table>	警報・予報の種類	発表名称	内容等	地震動警報・ 地震動特別警報	緊急地震速報(警報) 又は緊急地震速報	最大震度5弱以上の揺れが 推定 されたときに、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表する 緊急地震速報	地震動予報	緊急地震速報(予報)	推定 最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と推定されたときに発表する 緊急地震速報	第6節 地震・津波情報の伝達計画 <u>地震、津波情報を迅速かつ的確に伝達するための計画は、次のとおりである。</u> <u>1 地震情報</u> <u>(1) 緊急地震速報の発表等</u> <u>気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想された地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。</u> <u>なお、震度が6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。</u> <u>注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では、強い揺れの到達に間に合わない場合がある。</u> <u>(2) 緊急地震速報の伝達</u> <u>緊急地震速報は、地震による被害の軽減に資するため気象庁が発表し、日本放送協会（NHK）に伝達されるとともに、関係省庁、地方公共団体に提供される。</u> <u>また、放送事業者、通信事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて広く伝達されている。</u> <u>気象庁が発表した緊急地震速報、地震情報、津波警報等は、消防庁の全国瞬時警報システム（J－A L E R T）により、町の防災行政無線（戸別受信機を含む。）を通じて伝達し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。</u> <u>ア 地震動警報等</u> <table><tr><th>警報・予報の種類</th><th>発表名称</th><th>内容等</th></tr><tr><td>地震動特別警報</td><td>「緊急地震速報(警報)」又は「緊急地震速報」</td><td>最大震度5弱以上の揺れが予想されたときに、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。 <u>このうち、震度6弱以上の揺れが予想される場合を特別警報に位置付ける。</u></td></tr><tr><td>地震動警報</td><td></td><td></td></tr><tr><td>地震動予報</td><td>「緊急地震速報(予報)」</td><td>最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想するもの。</td></tr></table>	警報・予報の種類	発表名称	内容等	地震動特別警報	「 緊急地震速報(警報) 」又は「 緊急地震速報 」	最大震度5弱以上の揺れが 予想 されたときに、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表する もの 。 <u>このうち、震度6弱以上の揺れが予想される場合を特別警報に位置付ける。</u>	地震動警報			地震動予報	「 緊急地震速報(予報) 」	最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と 予想 する もの 。	・海溝型地震及び津波について追記
警報・予報の種類	発表名称	内容等																						
地震動警報・ 地震動特別警報	緊急地震速報(警報) 又は緊急地震速報	最大震度5弱以上の揺れが 推定 されたときに、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表する 緊急地震速報																						
地震動予報	緊急地震速報(予報)	推定 最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と推定されたときに発表する 緊急地震速報																						
警報・予報の種類	発表名称	内容等																						
地震動特別警報	「 緊急地震速報(警報) 」又は「 緊急地震速報 」	最大震度5弱以上の揺れが 予想 されたときに、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表する もの 。 <u>このうち、震度6弱以上の揺れが予想される場合を特別警報に位置付ける。</u>																						
地震動警報																								
地震動予報	「 緊急地震速報(予報) 」	最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と 予想 する もの 。																						

[illegible]

厚真町地域防災計画【本編】改訂（案） 新旧対照表

頁	現 行（令和3年3月）	令和4年度改訂案	理 由																																							
111 ～ 112	ア 地震に関する情報の種類と内容 <table><tr><th>情報の種類</th><th>発表内容</th></tr><tr><td>地震情報</td><td>震度3以上を観測した地域名(全国を約188に区分)と震度、地震の発生時刻を発表</td></tr><tr><td>震源に関する情報</td><td>地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)に「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表</td></tr><tr><td>震源・震度に関する情報</td><td>地震の発生場所(震源)、その規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合には、その市町村名を発表</td></tr><tr><td>各地の震度に関する情報</td><td>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表</td></tr><tr><td>その他の情報</td><td>地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表</td></tr></table>	情報の種類	発表内容	地震情報	震度3以上を観測した地域名(全国を約188に区分)と震度、地震の発生時刻を発表	震源に関する情報	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)に「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表	震源・震度に関する情報	地震の発生場所(震源)、その規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合には、その市町村名を発表	各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表	その他の情報	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表	イ 地震に関する情報の種類と内容 <table><tr><th>情報の種類</th><th>発表基準</th><th>発表内容</th></tr><tr><td>震度速報</td><td>震度3以上</td><td>地震発生後1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を約188に区分)と地震の揺れの検知時間を速報</td></tr><tr><td>震源に関する情報</td><td>震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)</td><td>「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表</td></tr><tr><td>震源・震度に関する情報</td><td>以下のいずれかを満たした場合 震度3以上 津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 緊急地震速報(警報)を発表した場合</td><td>地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その市町村名を発表</td></tr><tr><td>各地の震度に関する情報</td><td>震度1以上</td><td>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その地点名を発表。 ※ 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表</td></tr><tr><td>遠地震に関する情報</td><td>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 マグニチュード7.0以上 都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合</td><td>地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表</td></tr><tr><td>その他の情報</td><td>顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など</td><td>地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表</td></tr><tr><td>推計震度分布図</td><td>震度5弱以上</td><td>観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。</td></tr><tr><td>後発地震注意情報</td><td>日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の想定震源域とそれに影響を与える範囲で、マグニチュード7.0以上の地震が発生した場合</td><td>大規模地震発生の可能性が高まっている。 今後1週間程度、日頃からの地震の備えの再確認に加え、揺れを感じたら、ただちに避難できる体制の準備等について発表</td></tr></table>	情報の種類	発表基準	発表内容	震度速報	震度3以上	地震発生後1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を約188に区分)と地震の揺れの検知時間を速報	震源に関する情報	震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表	震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 震度3以上 津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その市町村名を発表	各地の震度に関する情報	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その地点名を発表。 ※ 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表	遠地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 マグニチュード7.0以上 都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表	その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表	推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。	後発地震注意情報	日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の想定震源域とそれに影響を与える範囲で、マグニチュード7.0以上の地震が発生した場合	大規模地震発生の可能性が高まっている。 今後1週間程度、日頃からの地震の備えの再確認に加え、揺れを感じたら、ただちに避難できる体制の準備等について発表	・海溝型地震及び津波について追記 ・後発地震注意情報について追記
情報の種類	発表内容																																									
地震情報	震度3以上を観測した地域名(全国を約188に区分)と震度、地震の発生時刻を発表																																									
震源に関する情報	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)に「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表																																									
震源・震度に関する情報	地震の発生場所(震源)、その規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合には、その市町村名を発表																																									
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表																																									
その他の情報	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表																																									
情報の種類	発表基準	発表内容																																								
震度速報	震度3以上	地震発生後1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を約188に区分)と地震の揺れの検知時間を速報																																								
震源に関する情報	震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表																																								
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 震度3以上 津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その市町村名を発表																																								
各地の震度に関する情報	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その地点名を発表。 ※ 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表																																								
遠地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 マグニチュード7.0以上 都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表																																								
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表																																								
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。																																								
後発地震注意情報	日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の想定震源域とそれに影響を与える範囲で、マグニチュード7.0以上の地震が発生した場合	大規模地震発生の可能性が高まっている。 今後1週間程度、日頃からの地震の備えの再確認に加え、揺れを感じたら、ただちに避難できる体制の準備等について発表																																								

頁	現 行（令和3年3月）	令和4年度改訂案	理 由
113		地震及び津波に関する情報 ※1 津波警報・注意報を地震速報より早く発表する場合あり。 ※2 地震情報に若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない旨を付加して発表した後、津波予報で海面変動が予想される津波予報区等を発表する。 ※3 津波警報・注意報を発表している津波予報区以外で海面変動が予想される津波予報区に発表する。 ※4 気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、破線で囲んだ情報はそれぞれまとめた形の情報で発表する。 ※5 気象庁ホームページでの「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」は、どちらかの発表基準に達した場合に両方の情報を発表する。	・海溝型地震及び津波について追記

厚真町地域防災計画【本編】改訂（案） 新旧対照表

頁	現 行（令和3年3月）	令和4年度改訂案	理 由																																																																																			
114 ～ 115		ウ 緊急地震速報や震度情報で用いる区域の名称 <table><tr><th>府県予報区</th><th>区域名</th><th>郡市区町村名</th></tr><tr><td rowspan="9">北海道道央</td><td>石狩地方北部</td><td>石狩市、石狩郡〔当別町、新篠津村〕</td></tr><tr><td>石狩地方中部</td><td>札幌市、江別市</td></tr><tr><td>石狩地方南部</td><td>千歳市、恵庭市、北広島市</td></tr><tr><td>後志地方北部</td><td>小樽市、積丹郡〔積丹町〕、古平郡〔古平町〕、余市郡〔仁木町、余市町、赤井川村〕</td></tr><tr><td>後志地方東部</td><td>虻田郡の一部〔ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町〕</td></tr><tr><td>後志地方西部</td><td>島牧郡〔島牧村〕、寿都郡〔寿都町、黒松内町〕、磯谷郡〔蘭越町〕、岩内郡〔共和町、岩内町〕、古宇郡〔泊村、神恵内村〕</td></tr><tr><td>空知地方北部</td><td>深川市、雨竜郡の一部〔妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町〕</td></tr><tr><td>空知地方中部</td><td>芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、空知郡の一部〔奈井江町、上砂川町〕、樺戸郡の一部〔浦臼町、新十津川町〕、雨竜郡の一部〔雨竜町〕</td></tr><tr><td>空知地方南部</td><td>夕張市、岩見沢市、美瑛市、三笠市、空知郡の一部〔南幌町〕、夕張郡〔由仁町、長沼町、栗山町〕、樺戸郡の一部〔月形町〕</td></tr><tr><td rowspan="10">北海道道南</td><td>渡島地方北部</td><td>二世郡〔八雲町〕、山越郡〔長万部町〕</td></tr><tr><td>渡島地方東部</td><td>函館市、北斗市、亀田郡〔七飯町〕、茅部郡〔鹿部町、森町〕</td></tr><tr><td>渡島地方西部</td><td>松前郡〔松前町、福島町〕、上磯郡〔知内町、木古内町〕</td></tr><tr><td>檜山地方</td><td>檜山郡〔江差町、上ノ国町、厚沢部町〕、爾志郡〔乙部町〕、瀬棚郡〔今金町〕、久遠郡〔せたな町〕</td></tr><tr><td>北海道奥尻島</td><td>奥尻郡〔奥尻町〕</td></tr><tr><td>胆振地方西部</td><td>伊達市、虻田郡の一部〔豊浦町、洞爺湖町〕、有珠郡〔壮瞥町〕</td></tr><tr><td>胆振地方中東部</td><td>室蘭市、苫小牧市、登別市、白老郡〔白老町〕、勇払郡の一部〔安平町、厚真町、むかわ町〕</td></tr><tr><td>日高地方西部</td><td>沙流郡〔日高町、平取町〕</td></tr><tr><td>日高地方中部</td><td>新冠郡〔新冠町〕、日高郡〔新ひだか町〕</td></tr><tr><td>日高地方東部</td><td>浦河郡〔浦河町〕、様似郡〔様似町〕、幌泉郡〔えりも町〕</td></tr><tr><td rowspan="9">北海道道北</td><td>上川地方北部</td><td>士別市、名寄市、上川郡の一部〔和寒町、剣淵町、下川町〕、中川郡の一部〔美深町、音威子府村、中川町〕、雨竜郡の一部〔幌加内町〕</td></tr><tr><td>上川地方中部</td><td>旭川市、上川郡の一部〔鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町〕</td></tr><tr><td>上川地方南部</td><td>富良野市、空知郡の一部〔上富良野町、中富良野町、南富良野町〕、勇払郡の一部〔占冠村〕</td></tr><tr><td>留萌地方中北部</td><td>苫前郡〔苫前町、羽幌町、初山別村〕、天塩郡の一部〔遠別町、天塩町〕</td></tr><tr><td>留萌地方南部</td><td>留萌市、増毛郡〔増毛町〕、留萌郡〔小平町〕</td></tr><tr><td>宗谷地方北部</td><td>稚内市、宗谷郡〔猿払村〕、天塩郡の一部〔豊富町、幌延町〕</td></tr><tr><td>宗谷地方南部</td><td>枝幸郡〔浜頓別町、中頓別町、枝幸町〕</td></tr><tr><td>北海道利尻礼文</td><td>礼文郡〔礼文町〕、利尻郡〔利尻町、利尻富士町〕</td></tr><tr><td rowspan="15">北海道道東</td><td>網走地方</td><td>網走市、網走郡〔美幌町、津別町、大空町〕、斜里郡〔斜里町、清里町、小清水町〕</td></tr><tr><td>北見地方</td><td>北見市、常呂郡〔訓子府町、置戸町、佐呂間町〕</td></tr><tr><td>紋別地方</td><td>紋別市、紋別郡〔遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町〕</td></tr><tr><td>土勝地方北部</td><td>河東郡の一部〔上士幌町、鹿追町〕、上川郡の一部〔新得町〕、足寄郡〔足寄町、陸別町〕</td></tr><tr><td>土勝地方中部</td><td>帯広市、河東郡の一部〔音更町、士幌町〕、上川郡の一部〔清水町〕、河西郡の一部〔芽室町〕、中川郡の一部〔幕別町、池田町、豊頃町、本別町〕、十勝郡〔浦幌町〕</td></tr><tr><td>土勝地方南部</td><td>河西郡の一部〔中札内村、更別村〕、広尾郡〔大樹町、広尾町〕</td></tr><tr><td>釧路地方北部</td><td>川上郡の一部〔弟子屈町〕</td></tr><tr><td>釧路地方中南部</td><td>釧路市、釧路郡〔釧路町〕、厚岸郡〔厚岸町、浜中町〕、川上郡の一部〔標茶町〕、阿寒郡〔鶴居村〕、白糠郡〔白糠町〕</td></tr><tr><td>根室地方北部</td><td>標津郡〔中標津町、標津町〕、目梨郡〔羅臼町〕</td></tr><tr><td>根室地方中部</td><td>野付郡〔別海町〕</td></tr><tr><td>根室地方南部</td><td>根室市</td></tr></table>	府県予報区	区域名	郡市区町村名	北海道道央	石狩地方北部	石狩市、石狩郡〔当別町、新篠津村〕	石狩地方中部	札幌市、江別市	石狩地方南部	千歳市、恵庭市、北広島市	後志地方北部	小樽市、積丹郡〔積丹町〕、古平郡〔古平町〕、余市郡〔仁木町、余市町、赤井川村〕	後志地方東部	虻田郡の一部〔ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町〕	後志地方西部	島牧郡〔島牧村〕、寿都郡〔寿都町、黒松内町〕、磯谷郡〔蘭越町〕、岩内郡〔共和町、岩内町〕、古宇郡〔泊村、神恵内村〕	空知地方北部	深川市、雨竜郡の一部〔妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町〕	空知地方中部	芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、空知郡の一部〔奈井江町、上砂川町〕、樺戸郡の一部〔浦臼町、新十津川町〕、雨竜郡の一部〔雨竜町〕	空知地方南部	夕張市、岩見沢市、美瑛市、三笠市、空知郡の一部〔南幌町〕、夕張郡〔由仁町、長沼町、栗山町〕、樺戸郡の一部〔月形町〕	北海道道南	渡島地方北部	二世郡〔八雲町〕、山越郡〔長万部町〕	渡島地方東部	函館市、北斗市、亀田郡〔七飯町〕、茅部郡〔鹿部町、森町〕	渡島地方西部	松前郡〔松前町、福島町〕、上磯郡〔知内町、木古内町〕	檜山地方	檜山郡〔江差町、上ノ国町、厚沢部町〕、爾志郡〔乙部町〕、瀬棚郡〔今金町〕、久遠郡〔せたな町〕	北海道奥尻島	奥尻郡〔奥尻町〕	胆振地方西部	伊達市、虻田郡の一部〔豊浦町、洞爺湖町〕、有珠郡〔壮瞥町〕	胆振地方中東部	室蘭市、苫小牧市、登別市、白老郡〔白老町〕、勇払郡の一部〔安平町、厚真町、むかわ町〕	日高地方西部	沙流郡〔日高町、平取町〕	日高地方中部	新冠郡〔新冠町〕、日高郡〔新ひだか町〕	日高地方東部	浦河郡〔浦河町〕、様似郡〔様似町〕、幌泉郡〔えりも町〕	北海道道北	上川地方北部	士別市、名寄市、上川郡の一部〔和寒町、剣淵町、下川町〕、中川郡の一部〔美深町、音威子府村、中川町〕、雨竜郡の一部〔幌加内町〕	上川地方中部	旭川市、上川郡の一部〔鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町〕	上川地方南部	富良野市、空知郡の一部〔上富良野町、中富良野町、南富良野町〕、勇払郡の一部〔占冠村〕	留萌地方中北部	苫前郡〔苫前町、羽幌町、初山別村〕、天塩郡の一部〔遠別町、天塩町〕	留萌地方南部	留萌市、増毛郡〔増毛町〕、留萌郡〔小平町〕	宗谷地方北部	稚内市、宗谷郡〔猿払村〕、天塩郡の一部〔豊富町、幌延町〕	宗谷地方南部	枝幸郡〔浜頓別町、中頓別町、枝幸町〕	北海道利尻礼文	礼文郡〔礼文町〕、利尻郡〔利尻町、利尻富士町〕	北海道道東	網走地方	網走市、網走郡〔美幌町、津別町、大空町〕、斜里郡〔斜里町、清里町、小清水町〕	北見地方	北見市、常呂郡〔訓子府町、置戸町、佐呂間町〕	紋別地方	紋別市、紋別郡〔遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町〕	土勝地方北部	河東郡の一部〔上士幌町、鹿追町〕、上川郡の一部〔新得町〕、足寄郡〔足寄町、陸別町〕	土勝地方中部	帯広市、河東郡の一部〔音更町、士幌町〕、上川郡の一部〔清水町〕、河西郡の一部〔芽室町〕、中川郡の一部〔幕別町、池田町、豊頃町、本別町〕、十勝郡〔浦幌町〕	土勝地方南部	河西郡の一部〔中札内村、更別村〕、広尾郡〔大樹町、広尾町〕	釧路地方北部	川上郡の一部〔弟子屈町〕	釧路地方中南部	釧路市、釧路郡〔釧路町〕、厚岸郡〔厚岸町、浜中町〕、川上郡の一部〔標茶町〕、阿寒郡〔鶴居村〕、白糠郡〔白糠町〕	根室地方北部	標津郡〔中標津町、標津町〕、目梨郡〔羅臼町〕	根室地方中部	野付郡〔別海町〕	根室地方南部	根室市	・海溝型地震及び津波について追記
府県予報区	区域名	郡市区町村名																																																																																				
北海道道央	石狩地方北部	石狩市、石狩郡〔当別町、新篠津村〕																																																																																				
	石狩地方中部	札幌市、江別市																																																																																				
	石狩地方南部	千歳市、恵庭市、北広島市																																																																																				
	後志地方北部	小樽市、積丹郡〔積丹町〕、古平郡〔古平町〕、余市郡〔仁木町、余市町、赤井川村〕																																																																																				
	後志地方東部	虻田郡の一部〔ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町〕																																																																																				
	後志地方西部	島牧郡〔島牧村〕、寿都郡〔寿都町、黒松内町〕、磯谷郡〔蘭越町〕、岩内郡〔共和町、岩内町〕、古宇郡〔泊村、神恵内村〕																																																																																				
	空知地方北部	深川市、雨竜郡の一部〔妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町〕																																																																																				
	空知地方中部	芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、空知郡の一部〔奈井江町、上砂川町〕、樺戸郡の一部〔浦臼町、新十津川町〕、雨竜郡の一部〔雨竜町〕																																																																																				
	空知地方南部	夕張市、岩見沢市、美瑛市、三笠市、空知郡の一部〔南幌町〕、夕張郡〔由仁町、長沼町、栗山町〕、樺戸郡の一部〔月形町〕																																																																																				
北海道道南	渡島地方北部	二世郡〔八雲町〕、山越郡〔長万部町〕																																																																																				
	渡島地方東部	函館市、北斗市、亀田郡〔七飯町〕、茅部郡〔鹿部町、森町〕																																																																																				
	渡島地方西部	松前郡〔松前町、福島町〕、上磯郡〔知内町、木古内町〕																																																																																				
	檜山地方	檜山郡〔江差町、上ノ国町、厚沢部町〕、爾志郡〔乙部町〕、瀬棚郡〔今金町〕、久遠郡〔せたな町〕																																																																																				
	北海道奥尻島	奥尻郡〔奥尻町〕																																																																																				
	胆振地方西部	伊達市、虻田郡の一部〔豊浦町、洞爺湖町〕、有珠郡〔壮瞥町〕																																																																																				
	胆振地方中東部	室蘭市、苫小牧市、登別市、白老郡〔白老町〕、勇払郡の一部〔安平町、厚真町、むかわ町〕																																																																																				
	日高地方西部	沙流郡〔日高町、平取町〕																																																																																				
	日高地方中部	新冠郡〔新冠町〕、日高郡〔新ひだか町〕																																																																																				
	日高地方東部	浦河郡〔浦河町〕、様似郡〔様似町〕、幌泉郡〔えりも町〕																																																																																				
北海道道北	上川地方北部	士別市、名寄市、上川郡の一部〔和寒町、剣淵町、下川町〕、中川郡の一部〔美深町、音威子府村、中川町〕、雨竜郡の一部〔幌加内町〕																																																																																				
	上川地方中部	旭川市、上川郡の一部〔鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町〕																																																																																				
	上川地方南部	富良野市、空知郡の一部〔上富良野町、中富良野町、南富良野町〕、勇払郡の一部〔占冠村〕																																																																																				
	留萌地方中北部	苫前郡〔苫前町、羽幌町、初山別村〕、天塩郡の一部〔遠別町、天塩町〕																																																																																				
	留萌地方南部	留萌市、増毛郡〔増毛町〕、留萌郡〔小平町〕																																																																																				
	宗谷地方北部	稚内市、宗谷郡〔猿払村〕、天塩郡の一部〔豊富町、幌延町〕																																																																																				
	宗谷地方南部	枝幸郡〔浜頓別町、中頓別町、枝幸町〕																																																																																				
	北海道利尻礼文	礼文郡〔礼文町〕、利尻郡〔利尻町、利尻富士町〕																																																																																				
	北海道道東	網走地方	網走市、網走郡〔美幌町、津別町、大空町〕、斜里郡〔斜里町、清里町、小清水町〕																																																																																			
北見地方		北見市、常呂郡〔訓子府町、置戸町、佐呂間町〕																																																																																				
紋別地方		紋別市、紋別郡〔遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町〕																																																																																				
土勝地方北部		河東郡の一部〔上士幌町、鹿追町〕、上川郡の一部〔新得町〕、足寄郡〔足寄町、陸別町〕																																																																																				
土勝地方中部		帯広市、河東郡の一部〔音更町、士幌町〕、上川郡の一部〔清水町〕、河西郡の一部〔芽室町〕、中川郡の一部〔幕別町、池田町、豊頃町、本別町〕、十勝郡〔浦幌町〕																																																																																				
土勝地方南部		河西郡の一部〔中札内村、更別村〕、広尾郡〔大樹町、広尾町〕																																																																																				
釧路地方北部		川上郡の一部〔弟子屈町〕																																																																																				
釧路地方中南部		釧路市、釧路郡〔釧路町〕、厚岸郡〔厚岸町、浜中町〕、川上郡の一部〔標茶町〕、阿寒郡〔鶴居村〕、白糠郡〔白糠町〕																																																																																				
根室地方北部		標津郡〔中標津町、標津町〕、目梨郡〔羅臼町〕																																																																																				
根室地方中部		野付郡〔別海町〕																																																																																				
根室地方南部		根室市																																																																																				

頁	現 行（令和3年3月）	令和4年度改訂案	理 由																						
115		2 津波情報 (1) 津波警報・注意報 気象庁は、地震が発生時に、地震の規模や位置を推定し、沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分（日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震については約2分）を目標に、大津波警報、津波警報または津波注意報を、津波予報区単位で発表する。 ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。 <table><tr><th rowspan="2">種類</th><th rowspan="2">発表基準</th><th colspan="2">発表される津波の高さ</th><th rowspan="2">想定される被害の様相と取るべき行動</th></tr><tr><th>数値での発表</th><th>巨大地震の場合の発表</th></tr><tr><td>大津波警報</td><td>予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合</td><td> 10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ) 10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m) 5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m) </td><td>巨大</td><td> 【被害の様相】 木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。 【取るべき行動】 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 </td></tr><tr><td>津波警報</td><td>予想される津波の高さが高いところで10mを超え、3m以下の場合</td><td> 3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m) </td><td>高い</td><td> 【被害の様相】 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。 【取るべき行動】 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 </td></tr><tr><td>津波注意報</td><td>予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による被害のおそれがある場合</td><td> 1m (0.2m<予想される津波の最大波の高さ≤1m) </td><td>(表記しない)</td><td> 【被害の様相】 海の中では人は早い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだなどが流失し小型船舶が転覆する。 【取るべき行動】 海の中にいる人は、ただちに海から上がって、海岸から離れる。 </td></tr></table>	種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害の様相と取るべき行動	数値での発表	巨大地震の場合の発表	大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ) 10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m) 5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)	巨大	【被害の様相】 木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。 【取るべき行動】 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。	津波警報	予想される津波の高さが高いところで10mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い	【被害の様相】 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。 【取るべき行動】 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。	津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による被害のおそれがある場合	1m (0.2m<予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記しない)	【被害の様相】 海の中では人は早い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだなどが流失し小型船舶が転覆する。 【取るべき行動】 海の中にいる人は、ただちに海から上がって、海岸から離れる。	・海溝型地震及び津波について追記
種類	発表基準	発表される津波の高さ			想定される被害の様相と取るべき行動																				
		数値での発表	巨大地震の場合の発表																						
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ) 10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m) 5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)	巨大	【被害の様相】 木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。 【取るべき行動】 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。																					
津波警報	予想される津波の高さが高いところで10mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い	【被害の様相】 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。 【取るべき行動】 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。																					
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による被害のおそれがある場合	1m (0.2m<予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記しない)	【被害の様相】 海の中では人は早い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだなどが流失し小型船舶が転覆する。 【取るべき行動】 海の中にいる人は、ただちに海から上がって、海岸から離れる。																					

厚真町地域防災計画【本編】改訂（案） 新旧対照表

頁	現 行（令和3年3月）	令和4年度改訂案	理 由																
115 ～ 116		<u>(2) 津波情報</u> 津波警報・注意報を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。 ア 津波情報の種類 <table><tr><th>情報の種類</th><th>発表される内容</th></tr><tr><td>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</td><td>各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを発表 ※ 到達予想時刻は、予報区で最も早く津波が到達する時刻で、場所によっては、1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。</td></tr><tr><td>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</td><td>主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表</td></tr><tr><td>津波観測に関する情報</td><td>沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表</td></tr><tr><td>沖合の津波観測に関する情報</td><td>沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表</td></tr></table> <u>(3) 津波予報</u> 地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。（津波が予想されないときは、津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表） <table><tr><th>発表される場合</th><th>発表される内容</th></tr><tr><td>0.2m未満の海面変動が予測されたとき</td><td>高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表</td></tr><tr><td>津波注意報解除後も海面変動が継続するとき</td><td>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表</td></tr></table>	情報の種類	発表される内容	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを発表 ※ 到達予想時刻は、予報区で最も早く津波が到達する時刻で、場所によっては、1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表	発表される場合	発表される内容	0.2m未満の海面変動が予測されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表	・海溝型地震及び津波について追記
情報の種類	発表される内容																		
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを発表 ※ 到達予想時刻は、予報区で最も早く津波が到達する時刻で、場所によっては、1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。																		
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表																		
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表																		
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表																		
発表される場合	発表される内容																		
0.2m未満の海面変動が予測されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表																		
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表																		
116	第5節 広報活動 (1) 広報の準備 広報車等は、突発時においても直ちに出勤できるよう平常時から点検整備を行い、災害時に万全を期するものとする。 (2) 広報内容 災害の規模に応じ内容等を周知するものとするが、主なものは次のとおりとする ア 避難場所について（<u>避難勧告</u>・<u>指示</u>の状況、非難場所の位置、経路等） ～略～ ク 津波に関する情報（注意報、警報、危険区域等） ～略～	<u>第7節</u> 広報活動 1 広報の準備 広報車等は、突発時においても直ちに出勤できるよう平常時から点検整備を行い、災害時に万全を期するものとする。 2 広報内容 災害の規模に応じ内容等を周知するものとするが、主なものは次のとおりとする (1) 避難場所について（<u>避難指示</u>の状況、非難場所の位置、経路等） ～略～ (8) 津波に関する情報（<u>後発地震注意情報</u>、注意報、警報、危険区域等） ～略～	・災害対策基本法の改正に伴う避難情報の改訂 ・後発地震注意情報について追記																
117	第6節 消火活動 ～略～ (3) 住民に対する措置 本部長は、被害が広範囲にわたり引火、爆発又はそのおそれがあると判断した場合は、施設関係者及び関係機関と連絡を取り、立入禁止区域を決定するとともに区域内住民に避難、立ち退きの<u>指示勧告</u>をする。	<u>第8節</u> 消火活動 ～略～ 3 住民に対する措置 本部長は、被害が広範囲にわたり引火、爆発又はそのおそれがあると判断した場合は、施設関係者及び関係機関と連絡を取り、立入禁止区域を決定するとともに区域内住民に避難、立ち退きの<u>指示</u>をする。	・災害対策基本法の改正に伴う避難情報の改訂																

厚真町地域防災計画【本編】改訂（案） 新旧対照表

頁	現 行（令和3年3月）	令和4年度改訂案	理 由
117 ～ 118	第7節 避難救出対策 (1) 避難誘導は、町職員、消防職員、消防団員、警察官、その他指示、捜索の命を受けた職員があたるが、避難誘導にあたっては障がい者、病人、高齢者、幼児等の災害弱者を優先して行うものとする。 ～略～	第9節 避難救出対策 (1) 避難誘導は、町職員、消防職員、消防団員、警察官、その他指示、捜索の命を受けた職員があたるが、避難誘導にあたっては障がい者、病人、高齢者、幼児等の要配慮者である避難行動要支援者を優先して行うものとする。 ～略～ ※以下、節番号の修正	・災害対策基本法の改正に伴う避難情報の改訂
121	第7章 津波避難計画 ※ 本項は、「太平洋沿岸に係る津波浸水予測図作成業務報告書(平成24年6月)」に基づき被害想定及び対応を記載しているが、令和2年4月に、内閣府(防災担当)による「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデルの検討について」が公表されており、これに基づく北海道地域防災計画(地震・津波防災計画編)と連携して、改定予定である	第7章 津波避難計画 <u>本計画は、短時間で襲来する津波に対し、対象となる区域、被害想定、浸水想定区域、避難場所、避難路等を明確にして、住民等が安全に避難することを目的として、別に定める「厚真町津波避難計画」によるものとする。</u>	・新規に別冊として作成し、計画を具体化

厚真町地域防災計画【本編】改訂（案） 新旧対照表

頁	現 行（令和3年3月）	令和4年度改訂案	理 由
122 ～ 123	樽前山火山防災協議会 樽前山火山防災協議会 会長 1 北海道総合通信局 2 石狩森林管理署 3 胆振東部森林管理署 4 北海道開発局札幌開発建設部 5 北海道開発局室蘭開発建設部 6 東京航空局新千歳空港事務所 7 札幌管区気象台 8 室蘭地方気象台 9 苫小牧海上保安署 10 北海道地方環境事務所支笏湖自然保護官事務所 11 陸上自衛隊第7師団 12 航空自衛隊千歳基地 13 石狩振興局 14 胆振総合振興局 15 空知総合振興局札幌建設管理部 16 胆振総合振興局保健環境部苫小牧地域保健室 17 石狩振興局保健環境部千歳地域保健室 18 苫小牧警察署 19 千歳警察署 20 苫小牧市 21 千歳市 22 恵庭市 23 白老町 24 安平町 25 厚真町 26 むかわ町 27 苫小牧市消防本部 28 千歳市消防本部 29 恵庭市消防本部 30 白老町消防本部 31 胆振東部消防組合 32 東日本高速道路㈱ 北海道支社苫小牧管理事務所 33 北海道旅客鉄道㈱ 日高線運輸事務所 34 北海道旅客鉄道㈱ 室蘭保線所 35 東日本電信電話㈱ 北海道事業部苫小牧支店 36 北海道電力ネットワーク(株) 苫小牧支店 37 ㈱ドコモＣＳ北海道 苫小牧支店 38 苫小牧港管理組合 樽前山火山防災協議会 樽前山火山防災協議会 会長 1 北海道総合通信局 2 石狩森林管理署 3 胆振東部森林管理署 4 北海道開発局札幌開発建設部 5 北海道開発局室蘭開発建設部 6 東京航空局新千歳空港事務所 7 札幌管区気象台 8 室蘭地方気象台 9 苫小牧海上保安署 10 北海道地方環境事務所支笏湖国営国立公園管理事務所 11 陸上自衛隊第7師団 12 航空自衛隊千歳基地 13 北海道 14 石狩振興局 15 胆振総合振興局 16 北海道警察本部 17 苫小牧警察署 18 千歳警察署 19 苫小牧市 20 千歳市 21 恵庭市 22 白老町 23 安平町 24 厚真町 25 むかわ町 26 苫小牧市消防本部 27 千歳市消防本部 28 恵庭市消防本部 29 白老町消防本部 30 胆振東部消防組合消防本部 31 国土地理院北海道地方測量部 32 (一社) 苫小牧観光協会 33 (一社) 白老観光協会 34 支笏湖温泉旅館組合 35 学識経験者 36 東日本高速道路㈱北海道支社北広島管理事務所 37 北海道旅客鉄道㈱苫小牧地区駅 38 北海道旅客鉄道㈱室蘭保線所 39 東日本電信電話㈱北海道事業部苫小牧支店 40 北海道電力ネットワーク(株)苫小牧支店 41 ㈱ドコモＣＳ北海道苫小牧支店 42 苫小牧港管理組合 ・協議会組織変更に伴う修正		

厚真町地域防災計画【本編】改訂（案） 新旧対照表

頁	現 行（令和3年3月）					令和4年度改訂案							理 由					
124 ～ 125	第8章 樽前山火山防災計画 第4節 火山災害応急対策 1 火山現象に関する情報の収集及び伝達 樽前山の噴火警戒レベル					樽前山の噴火警戒レベル							・災害対策基本法の改正に伴う避難情報の改訂					
	予報警報	対象範囲	レベル（キーワード）	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等	特別警報	噴火警報（居住地域又は噴火警報）	居住地域及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要		・大規模噴火が発生し、火砕流が居住地域まで到達、あるいはそのような噴火が切迫している。 【過去事例】1667年及び1739年：大規模噴火、大きな噴石が火口から概ね4kmまで飛散、火砕流が広範囲に流下して火口から10km以上の海岸まで到達、多量の軽石や火山灰が広範囲に堆積 ・中～大規模噴火により融雪型火山泥流が発生して居住地域に到達、あるいはそのような噴火が切迫している。 【過去事例】観測事例なし				
	噴火警報（特別警報）	居住地域及びそれより火口側	4（避難準備）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される。（可能性が高まっている。）	警戒が必要な居住地域での避難の準備、避難等が必要	・中規模噴火の頻発等により、火砕流が居住地域に到達するような大規模噴火の発生が予想される。 【過去事例】観測事例なし ・積雪期に小規模噴火が拡大し、融雪型火山泥流の発生が予測される。 【過去事例】観測事例なし				4（高齢者等避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される。（可能性が高まっている。）	警戒が必要な居住地域での高齢者等の避難、住民の避難の準備等が必要		・中規模噴火の頻発等により、火砕流が居住地域に到達するような大規模噴火の発生が予想される。 【過去事例】観測事例なし ・積雪期に小規模噴火が拡大し、融雪型火山泥流の発生が予測される。 【過去事例】観測事例なし				
			火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。				住民は通常の生活。状況に応じて避難準備等 登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等	・中規模噴火が発生し、噴石が概ね3km以内に飛散、あるいは火砕流が谷沿いに流下 【過去事例】1874年及び1909年：中規模噴火、大きな噴石が火口から2～3kmまで飛散、火砕流が谷沿いに流下して火口から最大8km程度まで到達（1874年）、火山灰が山麓で厚さ数cmに堆積 ・地震増加や地殻変動等により、中規模噴火の発生が予想される。 【過去事例】観測事例なし	警報		火口から少し離れたところまでの火口周辺	2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活（今後の火山活動の推移に注意） 火口周辺への立入規制等	・小規模噴火が発生し、山頂火口原内外に大きな噴石が飛散 【過去事例】1909年噴火以降繰り返し発生した小規模噴火、山頂部に大きな噴石が飛散 ・地震活動や熱活動の高まり等により、小規模噴火の発生が予想される。 【過去事例】2002年～2003年：山頂B噴気孔群で急激な熱活動の高まり1997年～2001年：地震活動活発化
					噴火予報	火口内等				1（活火山であることを留意）	火山活動は静穏。火山活動によって、火口内で火山灰の噴出が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。）				状況に応じて火口内及び近傍への立入規制等	・火山活動は静穏、状況により山頂火口内及び近傍に影響する程度の噴出の可能性あり	1（活火山であることを留意）	火山活動は静穏。火山活動によって、火口内で火山灰の噴出が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。）

厚真町地域防災計画【本編】改訂（案） 新旧対照表

頁	現 行（令和3年3月）	令和4年度改訂案	理 由
133	2 災害応急対策 (5) 救助救出活動 ウ 北海道警察警察官は、水難救助法第4条に基づき、救護の事務に関し町長を助け、町長が現場にいない場合は、町長に代わってその職務を行う。	2 災害応急対策 (5) 救助救出活動 ウ 北海道警察警察官は、水難救護法第4条に基づき、救護の事務に関し町長を助け、町長が現場にいない場合は、町長に代わってその職務を行う。	・誤記修正
145	別記 情報通信連絡系統図 4 高速自動車国道の場合 <pre> graph TD A[東日本道路㈱ (道路管制センター)] --> B[北海道 (危機対策局)] B --> C[国 (消防庁)] B --> D[胆振総合振興局 (地域創生部)] B --> E[北海道運輸局] D --> F[消 防 機 関] D --> G[警 察 署] E --> H[北海道警察本部] </pre>	別記 情報通信連絡系統図 4 高速自動車国道の場合 <pre> graph TD A[東日本道路㈱ (道路管制センター)] --> B[北海道 (危機対策局)] B --> C[国 (消防庁)] B --> D[胆振総合振興局 (地域創生部)] B --> E[北海道運輸局] D --> F[消 防 機 関] D --> G[警察本部高速道路警察隊] E --> H[北海道警察本部] G --> I[苫小牧警察署] </pre>	・連絡系統の修正